

○佐賀県公安委員会の事務に係る専決に関する訓令

平成15年2月21日

警察本部訓令第3号

改正 平成28年3月7日警察本部訓令第6号  
平成28年3月29日警察本部訓令第14号  
平成28年6月7日警察本部訓令第16号  
平成28年6月23日警察本部訓令第17号  
平成28年7月8日警察本部訓令第18号  
平成28年8月31日警察本部訓令第19号  
平成28年11月18日警察本部訓令第23号  
平成29年3月10日警察本部訓令第4号  
平成29年6月14日警察本部訓令第12号  
平成30年1月11日警察本部訓令第1号  
平成30年3月9日警察本部訓令第5号  
平成30年3月14日警察本部訓令第6号  
平成30年10月24日警察本部訓令第12号  
平成31年1月15日警察本部訓令第1号  
令和元年7月11日警察本部訓令第3号  
令和2年1月21日警察本部訓令第1号  
令和2年3月23日警察本部訓令第5号  
令和2年3月27日警察本部訓令第6号  
令和2年8月3日警察本部訓令第16号  
令和2年10月27日警察本部訓令第22号  
令和2年11月20日警察本部訓令第23号  
令和3年3月29日警察本部訓令第9号  
令和4年3月11日警察本部訓令第6号  
令和4年5月12日警察本部訓令第12号  
令和4年9月30日警察本部訓令第19号  
令和5年3月31日警察本部訓令第12号  
令和5年6月23日警察本部訓令第15号  
令和5年11月28日警察本部訓令第21号

令和6年3月28日警察本部訓令第10号

令和6年3月29日警察本部訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の決裁及び報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長等 警察本部の課長、所長、隊長及び警察学校長をいう。
- (2) 専決 公安委員会の権限に属する事務の一部を、常時、公安委員会に代わって決裁することをいう。
- (3) 不在 出張、疾病、事故その他の理由により、決裁することができない状態にあることをいう。
- (4) 代決 本部長が不在のときに、一時、本部長に代わって決裁することをいう。

(本部長の専決事項)

第3条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）第5条の規定により本部長が決裁する事務は、別表のとおりとする。

(部長の専決事項)

第4条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則第6条の規定により、本部の部長及び課長等並びに警察署の署長及び副署長が専決できる事務は、別表のとおりとする。

2 佐賀県公安委員会事務決裁等規則第6条の本部長が別に定める者は、本部の次席及び課長補佐並びに警察署の課長とし、専決できる事務は、別表のとおりとする。

(報告)

第5条 前2条の規定により専決した事務は、定期的にその概要を取りまとめ、本部長に報告するものとする。

(専決の制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、専決者において専決する事務が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、上位の職にある者の決裁を受けなければならない。

- (1) 特に重要と認められるもの
- (2) 異例に属するもの
- (3) 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれのあるもの

(代決)

第7条 本部長が不在のときは、業務を所管する部長が代決することができる。ただし、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により代決した事務については、事後速やかに、本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行年月日)

1 この訓令は、平成15年3月1日から施行する。

(佐賀県警察決裁規程の廃止)

2 佐賀県警察決裁規程（平成7年佐賀県警察本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成15年6月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年8月20日本部訓令第13号）

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年10月10日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月25日本部訓令第18号）

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年5月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年6月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月9日本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月14日本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成17年6月14日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月21日本部訓令第23号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月9日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月12日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月28日本部訓令第13号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年5月12日本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月16日本部訓令第19号）

この訓令は、平成18年8月21日から施行する。

附 則（平成18年12月25日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月31日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の項、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の項、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）の項を加える改正規定は、平成19年6月1日から、別表の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項の改正規定は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年12月7日本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月5日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月8日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月28日本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年5月23日本部訓令第14号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日本部訓令第16号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日本部訓令第21号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月17日本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年5月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年12月3日本部訓令第13号）

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成22年4月14日本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月2日本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月29日本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年3月26日本部訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日本部訓令第8号）

この訓令は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成25年10月28日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月16日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月26日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月3日本部訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月13日本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第12号）

この訓令は、交付の日から施行する。

附 則（平成27年5月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する事務の第5条第1項の項の改正規定は平成28年3月23日から、別表の風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第3号）

この訓令は、公布日から施行する。ただし、別表の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める改正規程及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」に改める改正規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第 22 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第 23 号）

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第 19 号）

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日に施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 15 号）

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 21 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第 11 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 別表

（平 28 本部訓令 6 ・平 28 本部訓令 14 ・平 28 本部訓令 16 ・平 28 本部訓令 17 ・平 28 本部訓令 18 ・平 28 本部訓令 19 ・平 28 本部訓令 23 ・平 29 本部訓令 4 ・平 29 本部訓令 12 ・平 30 本部訓令 1 ・平 30 本部訓令 5 ・平 30 本部訓令 6 ・平 30 本部訓令 12 ・平 31 本部訓令 1 ・令元本部訓令 3 ・令 2 本部訓令 1 ・令 2 本部訓令 5 ・令 2 本部訓令 6 ・令 2 本部訓令 16 ・令 2 本部訓令 22 ・令 2 本部訓令 23 ・令 3 本部訓令 9 ・令 4 本部訓令 6 ・令 4 本部訓令 12 ・令 4 本部訓令 19 ・令 5 本部訓令 12 ・令 5 本部訓令 15 ・令 5 本部訓令 21 ・令 6 本部訓令 10 ・令 6 本部訓令 11 ・一部改正）

根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部				警察署		
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課長
国の利害に関 係のある訴訟 についての法 務大臣の権限 等に関する法 律（昭和22年 法律第194号）	第2条第3項	法務大臣からの意見聴取に対 する回答及び訴訟を行わせる 警察職員の指名に関するこ と。	○							
	第6条の2第1 項	訴訟が提起された旨の法務大 臣に対する報告に関するこ と。	○							
	第6条の2第2 項	訴訟に参加する旨の法務大臣 に対する報告に関すること。	○							
	第6条の2第3 項	法務大臣からの訴訟に係る事 務についての助言、勧告、資 料提出の要求及び指示に対す る措置に関すること。	○							
風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律 （昭和23年法 律第122号）	第3条第1項	風俗営業の許可に関するこ と。		○						
	第3条第2項 （第31条の 23で準用す る場合を含 む。）	許可の条件の付加及び変更に 関すること。		○						
	第4条第3項 （第31条の 23で準用す る場合を含 む。）	風俗営業の営業所の滅失時の 許可に関すること。		○						
	第5条第1項	許可申請書の受理に関するこ と。								○

(第31条の23で準用する場合を含む。)	と。								
第5条第2項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の交付に関すること。								○
第5条第3項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	風俗営業の不許可の通知に関すること。	○							
第5条第4項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の再交付に関すること。								○
第7条第1項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	相続の承認に関すること。	○							
第7条第5項 (第7条の2第3項及び第7条の3第3項 (第31条の23で準用する場合を含む。)	許可証の書換えに関すること。								○

<p>む。)並びに 第31条の23 で準用する 場合を含 む。)</p>									
<p>第7条第6項 並びに第10 条第1項及び 第3項(第31 条の23で準 用する場合 を含む。)</p>	<p>返納に係る許可証の受理に関 すること。</p>								○
<p>第7条の2第1 項(第31条の 23で準用す る場合を含 む。)</p>	<p>法人の合併の承認に関するこ と。</p>	○							
<p>第7条の3第1 項(第31条の 23で準用す る場合を含 む。)</p>	<p>法人の分割の承認に関するこ と。</p>	○							
<p>第9条第2項 (第20条第 10項及び第 31条の23で 準用する場 合を含む。)</p>	<p>営業所の構造及び設備の変更 の承認に関すること。</p>						○		
<p>第9条第3項 (第20条第 10項及び第</p>	<p>変更届出の受理に関するこ と。</p>								○

31条の23で 準用する場 合を含む。)										
第9条第4項 (第31条の 23で準用す る場合を含 む。)	許可証の書換えに関するこ と。									○
第9条第5項 (第31条の 23で準用す る場合を含 む。)	特例風俗営業者の変更届出書 の受理に関すること。									○
第10条の2第 1項(第31条 の23で準用 する場合を 含む。)	特例風俗営業者の認定に関す ること。		○							
第10条の2第 3項(第31条 の23で準用 する場合を 含む。)	認定証の交付に関すること。									○
第10条の2第 4項(第31条 の23で準用 する場合を 含む。)	不認定の通知に関すること。		○							
第10条の2第 5項(第31条 の23で準用	認定証の再交付に関するこ と。									○

する場合を含む。)									
第10条の2第6項（第31条の23で準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定の取消しに関する事 こと。	○							
第10条の2第7項及び第9項（第31条の23で準用する場合を含む。)	返納に係る認定証の受理に関する事 こと。								○
第20条第2項	遊技機の認定に関する事 こと。		○						
第20条第4項	遊技機の検定に関する事 こと。		○						
第20条第5項	認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務の委任に関する事 こと。	○							
第24条第5項（第31条の23で準用する場合を含む。)	管理者の解任勧告に関する事 こと。	○							
第24条第6項（第31条の23で準用する場合を含む。)	管理者に対する講習等に関する事 こと。		○						
第25条	風俗営業者に対する指示に関する事 こと。							○	
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営業							○	



用する場合を含む。)										
第31条の2第4項（第31条の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付に関すること。							○		
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示に関すること。							○		
第31条の4第2項	無店舗型性風俗特殊営業に係る違反広告物の除去に関すること。	○								
第31条の6第1項（第31条の6第3項で準用する場合を含む。)	無店舗型性風俗特殊営業者に係る処分移送通知書の他の公安委員会への送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理に関すること。	○								
第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る指示に関すること。	○								
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の営業開始届出書の受理に関すること。							○		
第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に対する指示に関すること。							○		
第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告に関すること。	○								
第31条の10	映像送信型性風俗特殊営業者	○								

	に対して行う年少者利用防止のための命令に関すること。								
第31条の11第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に係る処分移送通知書の他の公安委員会への送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理に関すること。	○							
第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る指示に関すること。		○						
第31条の11第2項第2号	映像送信型性風俗特殊営業者に対する処分移送通知書に係る措置命令に関すること。	○							
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業開始届出書の受理に関すること。						○		
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業者に対する指示に関すること。						○		
第31条の16第1項、第2項及び第3項	標章の貼付及び除去に関すること。								○
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業開始届出書の受理に関すること。						○		
第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示に関すること。						○		
第31条の19第2項	無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除去に関すること。	○							
第31条の21第1項	無店舗型電話異性紹介営業に係る処分移送通知書の他の公	○							

	安委員会への送付及び他の公安委員会からの受理に関する こと。								
第31条の21 第2項第1号	無店舗型電話異性紹介業者 に対する処分移送通知書に係 る指示に関する事。		○						
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可に 関すること。		○						
第31条の24	特定遊興飲食店業者に対す る指示に関する事。						○		
第33条第1項	深夜酒類提供飲食店の営業開 始届出書等の受理に関するこ と。						○		
第33条第2項	深夜酒類提供飲食店営業の廃 止又は変更届出書の受理に関 すること。								○
第34条第1項	飲食店業者に対する指示に 関すること。						○		
第35条の4第 1項	接客業務受託業者に対する 指示に関する事。						○		
第35条の4第 3項	接客業務受託業者に係るの 処分移送通知書の他の公安委 員会への送付及び他の公安委 員会から送付された処分移送 通知書の受理に関する事。		○						
第35条の4第 4項第1号	接客業務受託業者の処分移 送通知書に係る指示に関する 事。		○						
第37条第1項	報告又は資料の提出の要求に 関すること。						○		
第38条第5項	少年指導委員に対する研修に		○						

		関すること。																		
	第38条の2第1項	少年指導委員による立入りに関すること。			○															
	第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示に関すること。			○															
	第38条の2第3項	少年指導委員からの報告の受理に関すること。			○															
	第39条第2項第5号	管理者に対する講習の委託に関すること。			○															
	第39条第2項第6号及び第7号	調査の委託に関すること。			○															
	第39条第3項	風俗環境浄化協会に対する改善措置命令に関すること。	○																	
	第41条第1項	聴聞の実施に関すること。	○																	
	第41条第2項	聴聞の通知及び公示に関すること。			○															
	第41条の2	指定医の指定に関すること。	○																	
	第41条の3第1項	国家公安委員会への報告に関すること。			○															
	第41条の3第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理に関すること。			○															
	第42条	所轄庁に対する飲食店営業等の停止の通知に関すること。			○															
	第44条第1項	風俗営業者に係る団体の届出の受理に関すること。	○																	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	第10条第2項 (第78条第2項で準用す	許可の通知に関すること。																		○



項で準用する場合を含む。)									
第40条第2項 (第97条第3項で準用する場合を含む。)	管理者講習を受講できない理由書の受理に関すること。							○	
第44条第2項 (第55条第2項及び第66条第2項で準用する場合を含む。)	店舗型性風俗特殊営業届出確認書不交付通知書の交付に関すること。							○	
第45条(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用する場合を含む。)	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付に関すること。								○
第46条(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用する場合を含む。)	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理に関すること。								○
第112条第1	処分(指示を含む。)の理由								○



	と。									
第3条第1項	認定に関すること。			○						
第3条第2項	認定の通知に関すること。			○						
第3条第3項	不認定及び不認定の通知に関すること。			○						
第5条第1項	認定の取消しに関すること。			○						
第5条第2項	認定の取消しに伴う理由の通知及び弁明の機会の付与に関すること。			○						
第5条第3項	認定の取消しの通知に関すること。			○						
第7条第1項	検定申請書の受理に関すること。			○						
第7条の2第1項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認に関すること。			○						
第7条の2第2項	確認申請書の受理に関すること。			○						
第7条の2第3項	確認証明書の交付に関すること。			○						
第7条の2第4項	変更届出書の受理に関すること。			○						
第7条の2第5項	廃止届出書の受理に関すること。			○						
第7条の2第6項	確認の取消しに関すること。			○						
第7条の2第7項	確認の取消しの通知に関すること。			○						
第7条の3	検定申請に係る補正の要求に関すること。			○						

	第8条第1項	検定に関する試験に関すること。			○						
	第8条第2項	指定試験機関に対する再試験の実施及び再試験の結果報告の要請に関すること。			○						
	第8条第3項	検定申請に係る遊技機の部品の提出要請に関すること。			○						
	第9条第1項	検定の適合の通知及び公示に関すること。			○						
	第9条第2項	検定の不適合の通知に関すること。			○						
	第11条第2項	検定の取消しに関すること。			○						
	第11条第3項	検定の取消しに伴う理由の通知及び弁明の機会の付与に関すること。			○						
	第11条第4項	検定の取消しの通知及び公示に関すること。			○						
	第12条第1項	指定試験機関への試験事務の委託及び公示に関すること。			○						
	第29条	試験事務の実施及び公示に関すること。			○						
	第30条	試験事務の引継ぎに関すること。			○						
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成28年佐賀県公安委員会規則第5号）	第3条	許可条件の付加又は変更の通知に関すること。			○						
	第8条第2項	特例風俗営業者等に対する認定取消しの通知に関すること。			○						
	第16条第2項	指定医の公示に関すること。			○						

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第2条第2項	少年指導委員の氏名及び住所を関係住民に周知させるための措置に関する事。			○							
	第8条	少年指導委員の解嘱に伴う理由の通知及び弁明の機会の付与に関する事。			○							
警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	第4条第2項	避難等の報告の受理及び他の公の機関に対する措置の要請に関する事。	○									
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項（第11条の4第3項で準用する場合を含む。）	市町村長等からの通報の受理に関する事。			○							
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条	古物営業等の許可に関する事。			○							
	第5条第1項	許可申請の受理に関する事。										○
	第5条第2項	許可証の交付に関する事。										○
	第5条第3項	不許可の通知に関する事。			○							
	第5条第4項	許可証の亡失等届出の受理及び許可証の再交付に関する事。										○
	第7条第1項、第2項及び第3項	変更届出の受理に関する事。										○
	第7条第5項	許可証の書換えに関する事。										○
	第8条第1項及び第3項	返納に係る許可証の受理に関する事。										○







	第27条	盗品売買等防止団体に対する 是正又は改善の勧告に関する こと。		○						
	第28条第1項 及び第3項	盗品売買等防止団体に係る回 答業務の廃止届出の受理及び 公示に関すること。			○					
行商従業者証 等の様式の承 認に関する規 程（平成7年国 家公安委員会 告示第7号）	第2条	承認申請書の受理に関するこ と。			○					
	第5条	資料の提出の請求に関するこ と。			○					
	第6条	作成・交付事業の廃止届出の 受理に関すること。			○					
	第7条	承認の取消しに関すること。	○							
弁護士法（昭 和24年法律第 205号）	第23条の2第 2項	公務所としての弁護士会から の照会に対する回答に関する こと。			○			○		
警察用電話等 の処理に関す る法律（昭和 24年法律第 266号）	第9条第1項	有線電気通信設備の専用の申 出に関すること。			○					
	第9条第2項	有線電気通信設備の専用の取 消し又は停止の承認に関する こと。			○					
火薬類取締法 （昭和25年法 律第149号）	第17条第1項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲 受の許可に関すること。						○		
	第17条第3項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲 受の許可の取消しに関するこ と。	○							
	第17条第4項 及び第50条 の2第1項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証 又は譲受許可証の交付に関す ること。								○
	第17条第6項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証						○		









警察法（昭和29年法律第162号）	第60条第2項	災害、人命救助、犯罪捜査等で緊急を要する場合及び犯罪捜査共助規則第13条第1項に規定する専門捜査員の派遣に関する場合の他の都道府県警察に対して援助を要求する場合の必要事項の警察庁への連絡に関すること。	○							
	第79条第2項	苦情申出の申出者に対する処理結果の通知に関すること。		○						
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理に関すること。		○						
道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）	第8条第1項 第8号	高速自動車国道法第24条の2において準用する道路法第95条の2第2項の規定による協議等に関すること。（道路管理者の権限の代行）		○						
	第8条第1項 第31号	道路法第95条の2第1項の規定による意見等に対する回答及び同条第2項の規定による協議等に対する回答に関すること。（道路管理者の権限の代行）		○						
	第9条第1項 第13号	道路法第95条の2第1項の規定による意見等に対する回答及び同条第2項の規定による協議等に対する回答に関すること。（道路管理者の権限の代行）		○						
高速自動車国	第24条の2	中央線、車道外側線の設置又		○						

道法（昭和32年法律第79号）		は通行の禁止若しくは制限に対する協議回答に関すること。																		
駐車場法（昭和32年法律第106号）	第3条第2項	駐車場整備地区に関する知事の都市計画策定、承認等に対する意見回答に関すること。	○																	
	第4条第3項	市町村の駐車場整備計画に対する意見回答に関すること。	○																	
	第4条第4項	市町村からの駐車場整備計画の通知の受理に関すること。		○																
	第4条第5項	市町村の駐車場整備計画の変更に対する意見回答及び市町村からの駐車場整備計画の変更通知の受理に関すること。	○																	
	第5条第2項	路上駐車場の設置の際の意見回答に関すること。	○																	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	核燃料物質等の運搬についての届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。	○																	
	第59条第6項	運搬の日時、経路等に関する指示に関すること。	○																	
	第59条第7項	指示の内容の運搬証明書への記載に関すること。		○																
	第59条第9項	運搬証明書の書換えに関すること。		○																
	第59条第10項	運搬証明書の再交付に関すること。		○																
	第67条第1項	報告徴収に関すること。		○																
	第68条第1項	核原料物質又は核燃料物質取扱場所に対する立入検査等に関すること。		○																

核原料物質、 核燃料物質及	第50条	返納に係る運搬証明書の受理 に関すること。			○						
び原子炉の規 制に関する法	第51条第1項 第1号	届出の受理、運搬証明書の交 付及び指示に関すること。			○						
律施行令（昭 和32年政令第	第51条第1項 第2号	他の公安委員会に対する指示 内容の通知に関すること。			○						
324号）	第51条第1項 第3号	他の公安委員会との連絡に関 すること。			○						
	第51条第2項	運搬証明書の書換え及び再交 付に関すること。			○						
核燃料物質等 の運搬の届出 等に関する内 閣府令（昭和 53年総理府令 第48号）	第8条第3項	報告書の受理に関すること。			○						
放射性同位元 素等の規制に 関する法律  （昭和32年法 律第167号）	第18条第5項 及び第6項	放射性同位元素等の運搬につ いての届出の受理及び必要な 指示に関すること。	○								
	第42条第1項	報告徴収に関すること。			○						
	第43条の2第 1項	放射性同位元素等の取扱場所 に対する立入検査に関するこ と。			○						
放射性同位元 素等の規制に 関する法律施 行令（昭和35 年政令第259 号）	第18条第1項 第1号	届出の受理及び指示に関する こと。			○						
	第18条第1項 第2号	他の公安委員会に対する指示 内容の通知に関すること。			○						
	第18条第1項 第3号	他の公安委員会との連絡に関 すること。			○						
放射性同位元	第2条第4項	届出書の交付に関すること。			○						





	第4条第1項第1号の規定により許可する猟銃（ライフル銃を除く。）若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可（第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者に対する許可）及び同項第2号、第2号の2、第6号又は第7号の規定により許可する銃砲等又は刀剣類の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事							○	
	第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号から第10号までの規定により許可する銃砲又は刀剣類の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事	○							
	第4条第1項第5号の2の規定により許可する空気拳銃又は同項第5号の3の規定により許可するクロスボウの所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事	○							
	第4条第1項第5号の2の規定により許可する空気銃（空気拳銃を除く。）の所持許可に係る条件の付与及び変更に関する事							○	
第4条の2第1項（第5条の4第3項、第6	許可申請の受理に関する事								○

条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。)									
第4条の3第1項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)	認知機能検査に関すること。								○
第4条の3第2項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)	医師の指定に関すること。	○							
第4条の3第3項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)	受診命令等に関すること。						○		
第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認に関すること。								○
第4条の4第2項及び第9条の6第3項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	番号又は記号の打刻命令に関すること。						○		
第4条の4第3項	クロスボウの番号又は記号の						○		

項	表示措置命令に関すること。								
第5条の3第1項並びに第2項及び第5条の3の2第1項並びに第2項	講習会の開催及び講習修了証明書 の交付に関すること。		○						
第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）及び第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換申請又は再交付申請の受理に関すること。								○
第5条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）及び第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換えに関すること。								○
第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）及び第5条の3の2第4項	講習会の事務の委託に関すること。		○						
第5条の4第1項及び第2項	技能検定に使用する猟銃の指定並びに技能検定の実施及び		○						

	合格証明書の交付に関する こと。								
第5条の5第1 項、第2項及 び第4項	技能講習の実施、技能講習修 了証明書の交付及び事務の委 託に関すること。		○						
第6条第1項	国際競技に参加するため入国 する外国人に係る銃砲等又は 刀剣類の所持許可に関するこ と。		○						
第7条第1項 及び第2項	許可証の交付又は許可証への 記載及び許可証の書換え又は 再交付に関すること。								○
第7条の3第2 項	ライフル銃の所持許可の更新 に関すること。		○						
	猟銃（ライフル銃を除く。） 若しくは空気銃又はクロスボ ウの許可の更新に関するこ と。						○		
第8条第2項、 第4項及び第 5項並びに第 9条第3項	返納に係る許可証の受理に関 すること。								○
第8条第3項	許可事項の抹消に関するこ と。								○
第8条第7項、 第8条の2第2 項、第9条の8 第3項、第9 条の12第2 項、第11条第 8項及び第9	銃砲等又は刀剣類若しくは拳 銃部品の提出命令及び仮領置 に関すること。						○		

項並びに第11条の2第1項から第3項									
第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項及び第11項並びに第11条の2第4項及び第5項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の返還に関すること。						○		
第8条第9項及び第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	銃砲等又は刀剣類の売却、廃棄及び売却代金の交付に関すること。						○		
第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理に関すること。								○



む。)									
第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	備付け銃の届出及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。			○					
第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。）	備付け銃に係る保管の設備又は方法の改善等の命令に関すること。			○					
第9条の9第1項	猟銃又は空気銃に係る練習射撃場の指定申請の受理に関すること。								○
	猟銃又は空気銃に係る練習射撃場の指定に関すること。	○							
第9条の10第2項及び第9条の16第1項	資格の認定及び認定証の交付に関すること。			○					
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請の受理に関すること。								○
	年少射撃資格の認定に関すること。			○					
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付に関すること。			○					
第9条の13第	年少射撃資格認定証の書換申								○



第12条の3	医師の指定に関する事 報告徴収又は受診命令に関する事。	○							
第13条	銃砲等又は刀剣類の許可証又は帳簿の検査等に関する事。		○					○	
第13条の2	公務所等への照会等に関する事。			○				○	
第13条の3第1項及び第3項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の提出命令及び保管に関する事。							○	
第13条の3第2項及び第4項	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の返還に関する事。							○	
第14条第4項、第16条第2項及び第17項第3項	教育委員会からの銃砲又は刀剣類の登録等の通知の受理に関する事。			○					
第18条の2第3項	教育委員会からの承認通知の受理に関する事。			○					
第21条の3第1項第4号	所持禁止除外者への譲渡し及び輸出のための準空気銃の製造業又は輸出業の届出の受理に関する事。		○						
第22条の2第1項（第22条の3第2項で準用する場合を含む。）	輸出のための模造拳銃の製造業又は輸出業の届出の受理に関する事。		○						
第26条第1項	災害、騒乱等における銃砲等又は刀剣類の授受等の禁止又	○							

	は制限に関する事。									
第26条第2項	告示された地域内における許可銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置に関する事。	○								
第26条第3項	告示した場合の議会の承認に関する事。	○								
第26条第5項	告示の満了、効力の無効等における仮領置に係る銃砲等又は刀剣類の返還に関する事。	○								
第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令に関する事。							○		
第27条の2第1項	業務についての報告徴収に関する事。			○						
第27条の2第2項	立入検査の実施に関する事。			○						
第27条の3	警察官等による拳銃等の譲受け等の許可に関する事。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、緊急やむを得ない場合に限る。 (1) 拳銃等とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合 (2) 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多衆がい集る場所以外の場所以で行われる場合 (3) (1)及び(2)にかかげるもののほか、危害予防上の	○								

		措置が十分になされている 場合											
	第28条の2第 3項	猟銃安全指導委員に対する情 報提供に関する事							○				
	第28条の2第 6項	猟銃安全指導委員に対する研 修に関する事			○								
	第29条第1項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に係る申出の受理に関する 事			○				○				
	第29条第2項	銃砲等又は刀剣類を所持する 者に係る申出に関する調査及 び措置に関する事			○								
銃砲刀剣類所 持等取締法施 行令（昭和33 年政令第33 号）	第2条第3号	銃砲等の所持が許可される試 験又は研究の場所の構造設備 に関する条件に関する事			○								
	第6条	射撃競技用拳銃、公演用銃砲 刀剣類等の所持が許可される 者に対する許可の期間に関する 事			○								
	第17条第2項 及び第19条 の2第2項	講習会の開催日時等の公表に 関する事			○								
	第18条及び 第19条の3	考査の実施に関する事			○								
	第20条第1項	技能検定の実施日時等の通知 に関する事			○								
	第21条第1項	技能講習の実施日時等の通知 に関する事										○	
	第24条第1項 及び第2項	国際競技に参加するために入 国する外国人に係る所持許可 の期間及びその期間の延長に 関する事			○								

		関すること。									
	第29条第1項	年少射撃資格講習の開催日時等の公表に關すること。			○						
	第30条	考査の実施に關すること。			○						
	第35条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に關すること。			○						
銃砲刀劍類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号）	第4条第2項及び第3項	記載事項変更の届出の受理及び届出書の交付に關すること。									○
	第4条第4項	廃止の届出の受理に關すること。									○
	第5条第2項	人命救助等に從事する届出済証明書の交付に關すること。									○
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付に關すること。									○
	第6条第3項（第5条第3項で準用する場合を含む。）	使用人届出済証明書の記載事項変更届出の受理に關すること。									○
	第6条第5項（第5条第3項で準用する場合を含む。）	使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出の受理に關すること。									○
	第10条第1項第1号	知識経験を有する医師の認定に關すること。			○						
	第10条第3項	医師の受診の求めに關すること。							○		
第12条第2項	推薦の取消通知の受理に關す			○							



	るこすること。									
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付申請の受理に関するこすること。									○
	射撃指導員指定書の再交付に関するこすること。			○						
第51条(第65条において準用する場合を含む。)	教習射撃場指定書の交付に関するこすること。			○						
第53条(第67条において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員解任命令書の交付に関するこすること。			○						
第54条(第68条において準用する場合を含む。)	記載事項変更の届出の受理に関するこすること。			○						
第58条第2項(第72条において準用する場合を含む。)	教習用備付け銃届出書等の交付に関するこすること。			○						
第61条	教習射撃場指定解除通知書の交付に関するこすること。			○						
第62条	教習修了証明書交付禁止通知書の交付に関するこすること。			○						
第74条	練習射撃場指定解除通知書の交付に関するこすること。			○						
第80条	年少射撃資格講習の受講申込みの受理に関するこすること。									○
第90条第2項	記載事項変更の届出の受理及			○						

及び第3項	び届出書の交付に関すること。									
第93条	保管業務廃止等命令書の交付に関すること。			○						
第94条	使用実績報告書の受理に関すること。						○			
第96条	保管書の交付に関すること。									○
第97条	銃砲等又は刀剣類若しくは拳銃部品の返還時の保管書及び受領書の受理に関すること。						○			
第100条第2項及び第102条第3項（第103条第2項で準用する場合を含む。）	記載事項変更の届出の受理に関すること。									○
第100条第3項及び第102条第4項（第103条第2項で準用する場合を含む。）	届出書の交付に関すること。									○
第100条第4項及び第102条第5項（第103条第2項で準用する場合を含む。）	事業の廃止届出の受理に関すること。									○

	第117条	台帳の整理等に関すること。			○							
指定射撃場の 指定に関する 内閣府令（昭 和37年総理府 令第46号）	第11条	指定通知書の交付に関するこ と。	○									
	第12条	指定射撃場の指定の期間に関 すること。	○									
	第13条	記載事項変更届出の受理に関 すること。		○								
	第14条	指定解除通知書の交付に関す ること。	○									
猟銃安全指導 委員規則（平 成21年国家公 安委員会規則 第12号）	第2条第2項	猟銃安全指導委員の氏名及び 連絡先を活動区域の猟銃所持 者等に周知させるための措置 に関すること。			○			○				
	第8条	猟銃安全指導委員の解嘱に伴 う弁明の機会の付与等に関す ること。			○							
銃砲刀剣類所 持等取締法の 規定による医 師の指定に関 する規則（平 成21年佐賀県 公安委員会規 則第2号）	第1条第4項	指定医の公示に関すること。			○							
根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部			警察署					
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課 長		
自動車ターミ ナル法（昭和	第19条第2項	自動車ターミナル業の許可並 びに自動車ターミナルの位			○							

34年法律第136号)		置、規模及び設備の変更の意見回答に関すること。								
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第4条第1項	道路標識等の設置に関すること。(信号機・最高速度・環状交差点・高速自動車国道・自動車専用道路に係るものを除く。)	○							
		信号機又は道路標識等の設置に係るもののうち規制路線、場所等の表示の変更に関すること。		○						
		道路標識等の管理に関すること。		○			○			
		信号機の管理に関すること。		○			○			
		すでに実施中の交通規制の効力を一時的に停止させるための決定に関すること(1か月以内のものに限る。)					○			
	第5条第2項	信号機の設置又は管理に係る事務の委任に関すること。	○							
	第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の通行の届出の受理に関すること。		○						
	第15条の3第3項	遠隔操作型小型車の届出番号の通知に関すること。		○						
第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告要求に関すること。		○							
第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示に関すること。		○							
第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示に関する	○								

	ること。								
第22条の2第2項（第66条の2第2項で準用する場合を含む。）	監督行政庁との協議に関すること。			○					
第44条第2項第2号	旅客の運送の用に供する自動車の停留所又は停留場における駐車又は停車に関する合意及び公示に関すること。			○					
第45条の2第2項	高齢運転者等標章に係る交付申請の受理及び交付に関すること。						○		
第45条の2第3項	高齢運転者等標章に係る再交付申請の受理に関すること。								○
第45条の2第4項	返納に係る高齢運転者標章の受理に関すること。								○
第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理に関すること。			○					
第49条第2項	時間制限駐車区間における駐車適正を確保するための措置に関すること。			○					
第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務等の委託に関すること。	○							
第51条の4第3項	警察署長が標章を取付けさせたときの報告の受理に関すること。			○					
第51条の4第	放置違反金納付命令に関する			○					

4項	こと。																		
第51条の4第6項	弁明の機会の付与に関すること。			○															
第51条の4第7項	所在が判明しない者への通知に関すること。			○															
第51条の4第10項	仮納付をした者に対する納付命令に関すること。			○															
第51条の4第12項	仮納付金の返還に関すること。			○															
第51条の4第13項	放置違反金の督促に関すること。			○															
第51条の4第14項	放置違反金等の徴収に関すること。			○															
第51条の4第16項	放置違反金の納付命令の取消しに関すること。			○															
第51条の4第17項	納付命令の取消し通知及び放置違反金等の還付に関すること。			○															
第51条の4第18項	放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達に関すること。			○															
第51条の5第1項	車両の使用者等に対する必要な報告又は資料の提出の要求に関すること。			○															
第51条の5第2項	照会又は協力の要求に関すること。			○															
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通知の受理に関すること。			○															
第51条の8第1項	法人の登録に関すること。			○															



第75条第4項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	自動車の使用制限命令を行う 場合の聴聞の実施の決定に関 すること。	○							
第75条第5項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	聴聞の通知及び公示に関する こと。	○							
第75条第9項 (第75条の2 第3項で準用 する場合を 含む。)	文書の交付及び標章の貼り付 けに関すること。	○							
第75条第10 項(第75条の 2第3項で準 用する場合 を含む。)	標章の除去申請の受理及び標 章の除去に関すること。	○							
第75条の2の 2第1項	安全運転管理者に関する報告 又は資料の提出の要求に関す ること。	○							
第75条の2の 2第2項	必要な報告又は資料の提出の 要求に関すること。	○							
第75条の12 第2項	特定自動運行の許可申請書の 受理に関すること。	○							
第75条の13 第2項(第75 条の16第2項 で準用する	特定自動運行の許可をしよう とするときの意見聴取に関す ること。	○							

場合を含む。)										
第75条の15 第1項（第75条の16第2項で準用する場合を含む。)	特定自動運行の許可の条件の付加に関すること。	○								
第75条の15 第2項（第75条の16第2項で準用する場合を含む。)	特定自動運行の許可の条件の変更又は新たな条件の付加に関すること。	○								
第75条の16 第1項	特定自動運行の許可事項の変更許可申請書の受理に関すること。		○							
第75条の16 第3項	特定自動運行の許可事項の軽微な変更の届出の受理に関すること。		○							
第75条の16 第4項	特定自動運行実施者の氏名等の変更の届出の受理に関すること。		○							
第75条の17	特定自動運行許可の公示に関すること。		○							
第75条の25 第1項	特定自動運行実施者に対する報告要求等に関すること。	○								
第75条の25 第4項	官庁等に対する照会又は協力要求に関すること。		○							
第75条の26 第1項	特定自動運行実施者に対する指示に関すること。	○								

第75条の26 第2項（第75 条の27第2項 で準用する 場合を含 む。）	特定自動運行実施者に対する 指示をしようとする場合の監 督行政庁からの意見聴取に関 すること。				○					
第75条の27 第3項	特定自動運行の許可の取消等 の公示に関する事。				○					
第89条第1項	運転免許の申請書及び質問票 の受理に関する事。						○			
第89条第2項	質問票の交付に関する事。						○			
第89条第3項	技能検査に係る免許申請書の 受理及び書面の交付に関する 事。						○			
第90条第1項 及び第2項	運転免許試験の合格者に対す る免許の付与（免許の拒否を 除く。）に関する事。				○					
第90条第4項 （第90条第7 項及び第14 項で準用す る場合を含 む。）	運転免許の拒否又は保留に係 る者の弁明の機会の付与に関 すること。				○					
第90条第5項	運転免許の事後停止（90日以 上）に関する事。				○					
	運転免許の事後停止（90日未 満）に関する事。						○			
第90条第8項	適性検査を受け、又は医師の 診断書を提出すべき旨の命令 に関する事。				○					
第90条第11	運転免許の取消し等の処分通				○					

項	知に関すること。								
第90条第12項	講習を終了した者に対する保留の期間又は効力の停止の期間の短縮に関すること。			○					
第90条第13項	仮免許の拒否に関すること。			○					
第90条の2第2項	運転免許の拒否に関すること。			○					
第91条	運転できる自動車等の種類の限定並びに運転についての必要な条件の付与及びこれらの変更に関すること。			○					
第91条の2第1項	申請による免許条件の付与申請の受理に関すること。					○			○
	申請による免許条件の変更申請の受理に関すること。			○					
第91条の2第2項	申請による免許条件の付与に関すること。					○			○
	申請による免許条件の変更に関すること。			○					
第91条の2第3項	申請による免許条件の変更の審査に関すること。			○					
第92条第1項及び第2項	運転免許証の交付に関すること。					○			○
第93条第2項	運転免許の条件に係る事項の記載に関すること。					○			○
第93条の2	免許の電磁的方法による記録に関すること。			○					
第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届の受理及び記載事項の変更					○			○

	に関すること。								
第94条第2項	運転免許証の再交付に関する こと。			○				○	
第97条の2第 1項第3号イ 及びロ、第 101条の4第2 項並びに第 101条の7第1 項	認知機能検査の実施に関する こと。			○					
第97条の2第 1項第3号イ 及びハ、並び に第101条の 4第3項	運転技能検査の実施に関する こと。			○					
第97条の2第 2項	特定失効者又は特定取消処分 者の運転免許試験の免除に関 すること。			○					
第97条の2第 3項	外国免許証切替の確認及び運 転免許試験の一部免除に関す ること。			○					
第97条の2第 4項	運転免許試験の一部免除（外 国免許証切替えに係る一部免 除を除く。）に関すること。			○					
第97条の3第 1項	不正受験者の運転免許試験の 停止又は合格決定の取消しに 関すること。			○					
第97条の3第 2項	運転免許試験合格決定の取消 しの通知に関すること。			○					
第97条の3第 3項	運転免許試験の受験制限に関 すること。			○					

第98条第2項	自動車教習所の届出の受理に関すること。			○					
第98条第3項 32の2第4項 及び第108条 の32の3第2 項で準用す る場合を含 む。)	必要な指導又は助言に関すること。			○					
第98条第4項 32の2第4項 及び第108条 の32の3第2 項で準用す る場合を含 む。)	自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の資質の向上を図るための措置要求に関すること。			○					
第98条第5項 32の2第4項 及び第108条 の32の3第2 項で準用す る場合を含 む。)	必要な報告又は資料の提出の要求に関すること。			○					
第99条の2第 4項第1号	技能検定員の審査及び認定並びに技能検定員資格者証の交付に関すること。			○					
第99条の2第 5項 (第99条	技能検定員資格者証の返納命令に関すること。			○					

の3第5項で 準用する場 合を含む。)									
第99条の3第 4項	教習指導員の審査及び認定並 びに教習指導員資格者証の交 付に関する事。			○					
第99条の4	指定自動車教習所職員に対す る講習実施の通知に関するこ と。			○					
第99条の6第 1項	報告若しくは資料の提出の要 求又は立入検査に関するこ と。			○					
第99条の7第 1項及び第2 項	指定自動車教習所の設置者又 は管理者に対する基準に適合 させるための措置命令及び業 務に対する必要な命令に関す ること。	○							
第100条の2 第1項	再試験の実施に関する事 (合格及び不合格の決定を含 む。)			○					
第100条の2 第4項(第100 条の3第3項 で準用する 場合を含 む。)	再試験の通知に関する事。			○					
第100条の2 第5項	再試験受験申込書の受理に関 すること。			○					
第100条の3 第1項(第100 条の3第3項	試験移送通知書の送付及び他 の公安委員会からの試験移送 通知書の受理に関する事。			○					

で準用する 場合を含 む。)									
第100条の3 第2項	試験移送通知書に係る再試験 の実施に関する事。			○					
第101条第1 項	更新申請書の受理に関するこ と。					○			○
第101条第3 項	更新通知書の送付に関するこ と。			○					
第101条第4 項	質問票の交付に関する事。					○			○
第101条第5 項	適性検査の実施に関するこ と。			○			○		
第101条第6 項	免許証の更新に関する事。			○			○		
第101条の2 第1項	免許証の更新の特例に係る更 新申請及び質問票の受理に関 する事。					○			○
第101条の2 第2項	質問票の交付に関する事。					○			○
第101条の2 第3項	免許証の更新の特例に係る適 性検査の実施に関する事。			○			○		
第101条の2 第4項	免許証の更新の特例に係る免 許証の更新に関する事。			○					
第101条の2 第2項	経由申請に係る適性検査の実 施に関する事。			○					
第101条の2 第4項	経由地公安委員会からの通知 の受理及び申請者の住所地を 管轄する公安委員会への通知 に関する事。			○					

第101条の2 の2第5項	経由地公安委員会からの通知に係る適性検査の実施及び通知に関すること。			○					
第101条の3 第2項及び第 101条の4第4 項	免許証の更新の拒否に関すること。			○			○		
第101条の4 第5項	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する講習及び年齢が75歳以上の者に対する検査の通知に関すること。			○					
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収に関すること。			○					
第101条の6 第1項	医師からの届出の受理に関すること。			○					
第101条の6 第2項	医師からの確認の求めに対する回答に関すること。			○					
第101条の6 第4項	他の公安委員会に対する通知に関すること。			○					
第101条の7 第1項	臨時認知機能検査の実施に関すること。			○					
第101条の7 第2項	臨時認知機能検査の通知に関すること。			○					
第101条の7 第4項	臨時認知機能検査の結果に基づいて行う臨時高齢者講習の実施に関すること。			○					
第101条の7 第5項	臨時認知機能検査の結果に基づいて行う臨時高齢者講習の通知に関すること。			○					
第102条第1	臨時適性検査の実施又は医師			○					

項、第2項、 第3項及び第 4項	の診断書を提出すべき旨の命 令に関する事。									
第102条第5 項	臨時適性検査の実施に関する 事。		○							
第102条第6 項	臨時適性検査の実施の通知に 関する事。		○							
第103条第1 項	運転免許の効力の停止（90日 以上）に関する事。		○							
	運転免許の効力の停止（90日 未満）に関する事。		○							
第103条第3 項（第103条 第5項、第104 条の2の3第6 項及び第107 条の5第9項 で準用する 場合を含む。 ）	意見の聴取又は聴聞を行う免 許の効力の停止に係る期間の 定めに関する事。		○							
第103条第5 項（第107条 の5第9項で 準用する場 合を含む。）	処分移送通知書に係る処分の 執行に関する事。		○							
第103条第6 項	適性検査を受け、又は医師の 診断書を提出すべき旨の命令 に関する事。		○							
第103条第9 項（第104条 の2の3第3項	処分の通知及び他の公安委員 会からの処分の通知の受理に 関する事。		○							

及び第107条の5第9項で準用する場合を含む。)									
第103条第10項（第107条の5第3項で準用する場合を含む。)	講習を終了した者に対する免許の効力の停止期間の短縮に関すること。		○						
第103条の2第4項（第107条の5第10項で準用する場合を含む。)	仮停止通知書等の受理に関すること。		○						
第103条の2第5項（第107条の5第10項で準用する場合を含む。)	処分移送通知書等の送付に関すること。		○						
第104条第1項（第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。)	意見の聴取を行う免許の効力の停止に係る期間の定めに関すること。		○						
第104条第3項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。)	意見の聴取の通知及び公示に関すること。		○						
第104条第3項	参考人等からの意見又は事情		○						

<p>項（第107条の5第4項及び第104条の2の4第6項で準用する場合を含む。）</p>	<p>聴取に関する事。</p>									
<p>第104条第4項（第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）</p>	<p>所在が判明しない場合の手續に関する事。</p>		○							
<p>第104条の2第1項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）</p>	<p>聴聞の実施に関する事。</p>		○							
<p>第104条の2第2項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）</p>	<p>聴聞の通知及び公示に関する事。</p>		○							

第104条の2 の2第1項	再試験の不合格者の運転免許の取消しに関する事			○					
第104条の2 の2第3項	処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理に関する事			○					
第104条の2 の2第4項	処分移送通知書に係る処分の執行に関する事			○					
第104条の2 の2第7項	処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理に関する事			○					
第104条の2 の3第1項	臨時適性検査に係る免許の効力の停止及び当該処分の解除に関する事			○					
第104条の2 の3第2項	弁明の機会の付与に関する事			○					
第104条の2 の3第3項	臨時適性検査に係る免許の効力の停止（90日以上）に関する事		○						
	臨時適性検査に係る免許の効力の停止（90日未満）に関する事			○					
第104条の2 の4第3項（第104条の2の4第5項で準用する場合を含む。）	処分移送通知書の送付に関する事			○					
第104条の2 の4第4項	処分移送通知書の受理に関する事			○					
第104条の2 の4の第7項	特例取得免許の取消し処分の通知に関する事			○					

第104条の3 第1項(第107 条の5第11項 で準用する 場合を含 む。)	書面の交付に関する事 こと。				○				
第104条の3 第4項(第107 条の5第11項 で準用する 場合を含 む。)	出頭命令に係る通知の受理及 び警察官の保管に係る免許証 の受理に関する事 こと。				○		○		
第104条の3 第5項(第107 条の5第11項 で準用する 場合を含 む。)	免許証の返還に関する事 こと。						○		○
第104条の4 第1項	免許の取消しの申請及び取り 消された場合の他の免許を受 けたい旨の申し出の受理に関 すること。						○		○
第104条の4 第2項	申請による免許の取消しに関 すること。				○		○		
第104条の4 第3項	申請により取り消された場合 の他の免許を受けたい旨の申 し出に係る免許の付与に関す ること。				○		○		
第104条の4 第5項及び第 6項	申請により免許を取り消され た者からの運転経歴証明書の 交付申請の受理及び運転経歴						○		○

	証明書の交付に関すること。								
第106条	国家公安委員会に対する報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。			○					
第106条の2 第1項及び第2項	仮免許の取消しに関すること。			○			○		
第107条第1項	返納に係る免許証の受理に関すること。						○		○
第107条第2項	他の種類の免許に係る免許証の交付に関すること。			○			○		
第107条第3項	提出に係る免許証の受理に関すること。						○		○
第107条第4項	提出された免許証の返還に関すること。						○		○
第107条の3 の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収に関すること。			○					
第107条の4 第1項	国際運転免許証等を所持する者に対する臨時適性検査の実施及び通知に関すること。			○					
第107条の4 第3項	国際運転免許証等を所持する者に係る交通の安全を図るために必要と認められる必要な措置命令に関すること。			○					
第107条の5 第5項	提出された国際運転免許証等の受理に関すること。						○		○
第107条の5 第6項	国際運転免許証等の返還に関すること。						○		○
第107条の5 第7項	提出に係る国際運転免許証等の受理に関すること。						○		○

第107条の5 第8項	処分事項の記載に関するこ と。			○					
第107条の6	国家公安委員会に対する報告 に関すること。			○					
第107条の7 第2項	国外運転免許証に係る交付申 請書の受理に関すること。			○		○			
第107条の7 第3項	国外運転免許証の交付等に関 すること。					○			○
第107条の10 第1項	返納に係る国外運転免許証の 受理に関すること。					○			○
第107条の10 第2項	効力の停止に係る国外運転免 許証の受理に関すること。					○			○
第107条の10 第3項	提出された国外運転免許証の 返還に関すること。					○			○
第108条第1 項	免許関係事務の委託に関する こと。		○						
第108条の2 第1項	講習の実施に関すること。			○					
第108条の2 第2項	技能及び知識の向上を図るた めの講習の実施に関するこ と。			○					
第108条の2 第3項	講習の実施の委託に関するこ と。		○						
第108条の3 第1項	初心運転者講習（以下「初心 講習」という。）の通知に関 すること。			○					
第108条の3 の2	軽微違反行為をした者に対す る講習の通知に関すること。			○					
第108条の3 の3	若年運転者講習の通知に関す ること。			○					

第108条の3 の4第1項	講習通知業務の委託に関する こと。	○							
第108条の3 の5第1項	特定小型原動機付自転車運転 者講習の受講命令に関するこ と。	○							
第108条の3 の5第2項	自転車運転者講習の受講命令 に関すること。	○							
第108条の3 の6	特定小型原動機付自転車運転 者講習等の受講命令等の報告 に関すること。		○						
第108条の4 第2項	指定講習機関からの指定申請 書の受理に関すること。			○					
第108条の6 第1項	初心講習等の講習業務規程の 認可に関すること。			○					
第108条の8 第1項及び第 2項	初心講習等を行う指定講習機 関に対する基準に適合するた めの措置の命令及び業務に対 する必要な命令に関するこ と。	○							
第108条の9	初心講習等を行う指定講習機 関に対する基準適合の検査及 び必要な報告又は資料の提出 の要求に関すること。	○							
第108条の26 第1項	民間の組織活動の促進を図る ための措置に関すること。			○					
第108条の26 第2項	情報の提供その他必要な措置 に関すること。			○					
第108条の27	交通安全教育の実施に関する こと。			○					
第108条の29 第1項	地域交通安全活動推進委員の 委嘱（委嘱の決定を除く。）	○							

	に関すること。									
第108条の29 第5項	地域交通安全活動推進委員の 解囑（解囑の決定を除く。） に関すること。	○								
第108条の30 第3項	地域交通安全活動推進委員協 議会の意見の受理に関するこ と。	○								
第108条の31 第3項	佐賀県交通安全活動推進セン ターに対する改善措置命令に 関すること。	○								
第108条の32 の2第1項	運転免許取得者等教育の申請 の受理及び認定に関するこ と。		○							
第108条の32 の2第2項（第 108条の32の 3第2項で準 用する場合 を含む。）	運転免許取得者等教育の認定 の公示に関すること。		○							
第108条の32 の3第1項	運転免許取得者等検査の申請 の受理及び認定に関するこ と。		○							
第108条の34	運送事業者等及び当該事業を 監督する行政庁又は車両等の 使用者に対する通知に関する こと。		○							
第109条の2 第1項	車両の運転者に対する情報の 提供に関すること。		○							
第109条の2 第2項	交通情報の提供に係る事務の 委託に関すること。	○								
第110条の2	交通公害防止に関する事務及	○								

第1項	び知事その他関係地方公共団体の長に対する交通公害に関する資料要求に関すること。								
第110条の2 第2項	知事、地方行政機関の長等に対する広域交通規制等を行う場合の意見聴取に関すること。			○					
第110条の2 第3項	特定の交通規制を行う場合における道路管理者に対する意見聴取及び通知に関すること。			○					
第110条の2 第4項	高速自動車国道又は自動車専用道路について、特定の交通規制を行う際の道路管理者に対する協議及び通知に関すること。			○					
第110条の2 第5項	駐停車又は駐車を禁止しようとする際における路上駐車場を設置した地方公共団体に対する意見聴取及び通知に関すること。			○					
第110条の2 第6項	時間制限駐車区間として指定しようとする際における路上駐車場を設置した地方公共団体に対する意見聴取に関すること。			○					
第110条の2 第7項	時間制限駐車区間として指定しようとする際における路上駐車場設置計画者に対する意見聴取に関すること。			○					
第111条第1	道路の交通に関する調査及び			○					

	項及び第3項	調査結果の通知に関すること。								
	第114条の5第1項	自衛隊等の防衛出動時における通行の禁止又は制限に関すること。	○							
	第114条の5第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項	通行禁止区域等の周知に係る措置に関すること。		○						
	第114条の5第2項において準用する災害対策基本法第76条の5	国家公安委員会からの通行禁止等に関する指示の受理に関して準用すること。	○							
道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）	附則第6条第3項及び第7条第4項	旧法技能検定員及びみなし教習指導員の解任命令及び弁明の機会の付与に関すること。		○						
道路交通法の施行に関する覚書（昭和35年12月28日運輸省と警察庁との申合せ）		道路交通法に基づく処分をしようとする際の陸運局長の意見聴取に関すること。		○						
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第10条	路線バス等の範囲の指定に関すること。		○						
	第13条第1項	緊急自動車の指定又は届出に		○			○			

号)		関すること。									
	第14条の2	道路維持作業自動車の届出の受理又は指定に関すること。			○			○			
	第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格審査に関すること。			○						
	第32条の7第2号	大型自動車の運転に必要な教習の課程の指定に関すること。	○								
	第32条の8第2号	中型自動車の運転に必要な教習の課程の指定に関すること。	○								
	第33条の5の3第1項第1号ハ	大型自動車等の運転に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
	第33条の5の3第2項第1号ハ	大型自動二輪車の運転に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
	第33条の5の3第4項第1号ハ	旅客自動車の運転に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
	第33条の6の2第6号	免許の更新を受けることができないやむを得ない事情の認定に関すること。			○						
	第34条第2項	大型自動車の運転に必要な技	○								

	能に関する教習の課程の指定 に関すること。									
第34条第4項	中型自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
第34条第5項	旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
第34条第7項	旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
第34条第8項	牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
第34条第10項	牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定に関すること。	○								
第37条の4第7号	再試験を受験しないやむを得ない事情の認定に関すること。			○						
第37条の6の5第6号及び第37条の8第3項	臨時認知機能検査を受検しないやむを得ない事情の認定又は臨時高齢者講習若しくは違反者講習を受講しないやむを得ない事情の認定に関すること。			○						
第37条の11第7号	若年運転者講習を受講しないやむを得ない事情の認定に関すること。			○						
第40条の2第2号	免許関係事務委託の公示に関すること。			○						



項									
第9条の38第4項	特定自動運行許可証の返納の公示に関する事。			○					
第18条の3	免許の拒否等に係る通知に関する事。			○					
第18条の4	免許の保留に係る適性検査の受検等命令に関する事。			○					
第18条の5	限定解除審査申請書の受理に関する事。			○					
第22条第1項 (第28条の2 で準用する 場合を含む。)	免許試験の実施場所の指定に関する事。		○						
第22条第2項 及び第3項	受験の日時又は場所の指定に関する事。			○					
第24条第7項 (第28条の2 で準用する 場合を含む。)	技能試験車の提供又は指定に関する事。		○						
第24条第8項 (第28条の2 で準用する 場合を含む。)	技能試験官の指定に関する事。		○						
第26条の3第2項	認知機能検査結果通知書の交付に関する事。			○					
第26条の4第3号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関する事。			○					
第26条の5第	運転技能検査結果通知書の交			○					

6項	付に関する事								
第28条	運転免許試験成績証明書の交付に関する事			○					
第29条第8項 (第29条の2 第5項で準用 する場合を 含む。)	新たな免許証の交付に関する事					○			○
第29条の2第 1項	運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書の受理に関する事					○			○
第29条の2の 3第3号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関する事			○					
第29条の2の 5第1項第4号	医師が作成した診断書その他の書類の受理に関する事			○					
第29条の2の 5第4項	臨時認知機能検査等の特定日後の検査について、やむを得ない場合の理由書の受理に関する事			○					
第29条の2の 6第4項	臨時高齢者講習の特定日後の検査について、やむを得ない場合の理由書の受理に関する事			○					
第30条の9第 4項	申請による運転免許の取消しの通知に関する事					○			○
第30条の12	運転経歴証明書の記載事項の変更届の受理及び記載事項の変更に関する事					○			○
第30条の13	運転経歴証明書の再交付に関する事					○		○	
第30条の14	返納に係る運転経歴証明書の					○			○

	受理に関すること。								
第31条の4	仮免許の取消しの通知に関する こと。		○						
第31条の4の 2	免許関係事務を行うに必要な 能力等の認定に関すること。		○						
第31条の5第 3項	自動車教習所の廃止の届出及 び届出事項の変更届出の受理 に関すること。		○						
第31条の6	報告書の提出の要求及び必要 な報告又は資料の提出の要求 に関すること。		○						
第33条第5項 第2号ニ及び 第34条の3第 1項第3号	応急救護処置の指導に必要な 能力を有することの認定に関 すること。		○						
第35条	指定自動車教習所の指定申請 書の受理に関すること。		○						
第36条	指定申請書の記載事項の変更 届出の受理に関すること。		○						
第37条第1項	指定書等の交付に関するこ と。		○						
第37条第2項	指定自動車教習所の設置者又 は管理者に対して行う必要な 措置命令書等の交付に関する こと。		○						
第37条第3項	卒業証明書等の発行を禁止し たとき等における処分通知書 の通知に関すること。		○						
第37条の2第 2項	措置命令書の交付に関するこ と。		○						
第38条第16	講習終了証明書の交付に関す		○						

	項	ること。								
	第38条の2	特定任意講習修了証明書又は特定任意高齢者講習修了証明書の交付に関すること。			○					
	第38条の3	講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していることの認定に関すること。			○					
	第38条の4第3項	初心講習の特定日後の講習について、やむを得ない場合の理由書の受理に関すること。			○					
	第38条の4の2第3項	違反者講習の特定日後の講習について、やむを得ない場合の理由書の受理に関すること。			○					
	第38条の4の2の2第3項	若年運転者講習の特定日後の講習について、やむを得ない場合の理由書の受理に関すること。			○					
	第38条の4の3	講習通知事務の委託に関すること。			○					
	第38条の4の6第1項(第38条の4の7で準用する場合を含む。)	運転免許取得者等教育の報告書の提出の要求に関すること。			○					
	第38条の4の6第2項(第38条の4の7で準用する場合を含む。)	運転免許取得者等教育の報告又は資料の提出の要求に関すること。			○					
指定講習機関	第2条第1項	指定講習機関からの指定申請			○					

に関する規則		書の受理に関すること。																		
(平成2年国	第3条	指定講習機関の名称等の公示			○															
家公安委員会		に関すること。																		
規則第1号)	第4条	指定講習機関の名称等の変更			○															
		の届出の受理及び公示に関する																		
		こと。																		
	第5条第5号	運転適性指導についての審査			○															
		に関すること。																		
	第7条第5号	運転習熟指導についての審査			○															
		に関すること。																		
	第11条	講習結果報告書の受理に関する			○															
		こと。																		
	第13条	事業報告書及び収支決算書の			○															
		受理に関すること。																		
	第14条	指定講習機関の休止及び廃止			○															
		の許可申請書の受理及び公示																		
		に関すること。																		
	第15条	指定講習機関の指定の取消し			○															
		の公示に関すること。																		
	第16条	指定講習機関の休止及び廃止			○															
		に伴う業務の引継ぎに関する																		
		こと。																		
	第17条	講習を受けさせる特定講習指			○															
		導員の指名に関すること。																		
	第18条	講習の実施についての連絡等			○															
		に関すること。																		
届出自動車教	第1条第2項	応急救護処置教習を行う能力			○															
習所が行う教	第3号の表第	を有する指導員の認定に関す																		
習の課程の指	二欄、第3項	ること。																		
定に関する規	第3号の表第																			
則(平成6年国	二欄、第4項																			

家公安委員会 規則第1号)	第3号の表第 二欄、第5項									
	第3号の表第 二欄及び第6 項第3号の表 第二欄									
	第2条第1項	指定申請書の受理に関するこ と。			○					
	第3条	指定書の交付に関すること。			○					
	第4条	記載事項変更届出の受理に関 すること。			○					
	第7条	報告又は資料の提出の要求に 関すること。			○					
	第8条第2項	指定の取消しの通知に関する こと。			○					
応急救護処置 に関し医師で ある者に準ず る能力を有す る者を定める 規則（平成6年 国家公安委員 会規則第2号）	第4号	応急救護処置に必要な知識の 指導に関し、国家公安委員会 が指定するものを修了した者 と同等以上の能力を有する者 との協定に関すること。			○					
技能検定員審 査等に関する 規則（平成6年 国家公安委員 会規則第3号）	第2条（第10 条第2項で準 用する場合 を含む。）	技能検定員審査及び教習指導 員審査の公示に関すること。			○					
	第3条第1項	審査申請書の受理及び提示さ れた免許証の確認に関するこ と。			○					
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の			○					

	交付に関すること。								
第5条第2項 (第13条第2項で準用する場合を含む。)	技能検定員審査合格証明書の再交付に関すること。			○					
第7条第2項	技能検定員資格者証交付申請書の受理に関すること。			○					
第8条(第16条第1項で準用する場合を含む。)	技能検定員資格者証の再交付及び書換えに関すること。			○					
第9条第1項 (第16条第2項で準用する場合を含む。)	技能検定委員資格者証返納命令書の交付に関すること。			○					
第9条第2項 (第16条第2項で準用する場合を含む。)	技能検定員資格者証の返納の受理に関すること。			○					
第11条第1項	審査申請書の受理及び提示された運転免許証の確認に関すること。			○					
第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付に関すること。			○					
第15条第2項	教習指導員資格者証交付申請書の受理に関すること。			○					
附則第2条第1項	暫定教習認定に関すること。			○					

	附則第2条第2項	暫定教習指導員資格者証の交付に関する事。		○					
	附則第2条第4項	暫定教習指導員資格者証の返納の受理に関する事。		○					
	附則第2条第5項	暫定教習指導員資格者証の交付申請書の受理並びに暫定教習指導員資格者証の再交付及び書換え並びに暫定教習指導員資格者証の返納命令に関する事。		○					
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員資格審査及び認知機能検査員講習に関する事。		○					
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査員資格審査に関する事。		○					
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条	意見の聴取の主宰者の指名に関する事。		○					
	第4条第2項	新たな主宰者の指名に関する事。		○					
	第5条第1項（第17条第1項で準用する場合を含む。）	代理人の資格を証明する書面の受理に関する事。		○					
	第5条第2項（第17条第1項で準用する場合を含む。）	代理人の資格喪失届出書の受理に関する事。		○					
	第6条第1項	補佐人の出頭許可の申請書の		○					

(第17条第2項で準用する場合を含む。)	受理に関すること。									
第6条第2項(第17条第2項で準用する場合を含む。)	補佐人の出頭の許可に関すること。			○						
第6条第3項(第17条第2項で準用する場合を含む。)	補佐人の出頭の許可の通知に関すること。			○						
第7条	意見の聴取の通知に関すること。			○						
第8条第1項(第17条第2項で準用する場合を含む。)	意見の聴取の期日又は場所の変更に関すること。			○						
第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出書の受理に関すること。			○						
第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示に関すること。			○						
第13条	意見の聴取調書の受理に関すること。			○						
第14条第1項	弁明書の提出期限に関すること。			○						

	第14条第2項	口頭による弁明を記録する警察職員の指名に関すること。			○					
	第15条第3項	弁明調書の受理に関すること。			○					
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1号イ(3)	運転免許取得者等教育に関する技能及び知識の認定に関すること。			○					
	第2条第1号イ(4)	応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力の認定に関すること。			○					
	第4条第2項第4号	運転免許取得者等教育に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定に関すること。			○					
	第7条第1項	認定に係る記載事項の変更届出の受理に関すること。			○					
	第7条第2項	認定に係る変更事項の公示に関すること。			○					
	第7条第3項	書類内容の変更届出の受理に関すること。			○					
	第12条	認定の取消しの公示に関すること。			○					
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）	第1条第2項	推進委員の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるための措置に関すること。			○					
	第8条第1項	推進委員に対する講習に関すること。			○					
	第8条第2項	推進委員に対する講習の委託に関すること。			○					
	第9条	推進委員に対する指導に関すること。							○	

	第10条	推進委員の解嘱に伴う弁明の 機会の付与等に関すること。	○							
	第14条	必要な報告又は資料の提出の 要求に関すること。	○							
	第15条	協議会に対する改善措置勧告 に関すること。	○							
交通安全活動 推進センター に関する規則 (平成10年国 家公安委員会 規則第3号)	第2条	名称等の公示に関すること。		○						
	第3条	名称等の変更の届出の受理及 び公示に関すること。		○						
	第7条第1項 及び第2項	事業計画書及び収支予算書並 びに事業報告書及び収支決算 書の受理に関すること。		○						
	第7条第3項	報告又は資料の提出の要求に 関すること。	○							
	第9条	指定の取消理由の公示に関す ること。		○						
	第10条	密接な連絡等に関すること。		○						
	確認事務の委 託の手續等に 関する規則 (平成16年国 家公安委員会 規則第23号)	第2条第1項	登録申請書の受理に関するこ と。		○					
第2条第3項		登録更新申請書の受理に関す ること。		○						
第6条		駐車監視員資格者講習の公示 に関すること。		○						
第7条		受講申込書の受理に関するこ と。		○						
第9条第1項		駐車監視員資格者講習修了証 明書の交付に関すること。		○						
第9条第2項		駐車監視員資格者講習修了証 明書の再交付に関すること。		○						
第10条第1項		放置車両の確認等に関し、技		○						

		能及び知識を有する者の認定 に関すること。												
	第10条第2項	認定申請書の受理に関する こと。			○									
	第10条第4項	認定書の交付に関する こと。			○									
	第10条第5項	認定書の再交付に関する こと。			○									
	第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申 請書の受理に関する こと。			○									
	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え 交付に関する こと。			○									
	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付 に関する こと。			○									
大型自動車免 許の欠格事由	第2条第1項	指定申請書の受理に関する こと。			○									
等の特例に係 る教習の課程 の指定に関す る規則（令和4 年国家公安委 員会規則第4 号）	第3条	指定書の交付に関する こと。			○									
	第4条	変更届出の受理に関する こと。			○									
	第8条	業務に関する報告又は資料提 出の要求に関する こと。			○									
	第9条第2項	指定取消通知書の交付に関す ること。			○									
運転免許取得 者等検査の認 定に関する規 則（令和4国家 公安委員会規 則第8号）	第4条第1項 第4号	認知機能検査に係る業務を適 正かつ確実に 行うことができ る者の指定に 関すること。			○									
	第4条第2項 第4号	運転技能検査に係る業務を適 正かつ確実に 行うことができ る者の指定に 関すること。			○									
	第8条第1項	認定に係る記載事項の変更届 出の受理に関 すること。			○									



場合を含む。)									
第6条第5項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車指定証の再交付に関すること。		○						
第6条第6項 (第6条の2 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車指定証の返納に関すること。		○						
第6条の3第1項 (第6条の4 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車届出書の受理に関すること。								○
第6条の3第2項 (第6条の4 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車届出確認証の交付に関すること。						○		
第6条の3第4項 (第6条の4 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車届出確認証に係る記載事項の変更に関すること。								○
第6条の3第5項 (第6条の4 で準用する 場合を含む。)	緊急自動車届出確認証の再交付に関すること。								○



		請書の受理に関すること。									
	第27条	地域交通安全活動推進委員の委嘱及び解嘱の公表に関する こと。		○							
根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部			警察署				
				部 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課長		
災害対策基本 法（昭和36年 法律第223号）	第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止 又は制限に関すること。		○				○			
	第76条第1項	災害時における通行の禁止又 は制限に関すること。		○							
	第76条第2項	通行禁止区域等の周知に係る 措置に関すること。		○							
	第76条の4第 1項	通行禁止等を行うための道路 管理者に対する要請に関する こと。		○							
	第76条の5	国家公安委員会からの通行禁 止等に関する指示の受理に関 すること。		○							
災害対策基本 法施行令（昭 和37年政令第 288号）	第20条の2第 1項及び第2 項	防災訓練のための通行の禁止 又は制限をした場合の標示の 設置及び迂回路の明示に関す ること。		○				○			
	第20条の2第 3項	道路管理者への意見聴取に関 すること。		○				○			
	第20条の2第 4項	関係都道府県公安委員会への 通知及び他の公安委員会から の通知の受理に関すること。		○							
	第20条の2第	通行の禁止又は制限の広報に		○				○			

	5項	関すること。										
	第32条第1項	災害時における通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置に関すること。			○							
	第32条第2項及び第3項	道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知並びに他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○							
	第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。					○				○	
	第33条の3第1項	道路管理者からの道路の区間の指定に係る通知の受理に関すること。			○							
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号)	第8条	保管場所が確保されていないおそれのある自動車に対する通知の受理に関すること。			○							
	第9条第2項	文書の交付及び標章の貼付に関すること。					○				○	
	第9条第3項	保管場所確保申告の受理に関すること。									○	
	第9条第4項	保管場所確保の確認に関すること。									○	
	第9条第5項	保管場所確保確認の通知及び標章の除去に関すること。						○				
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示に関すること。			○			○				
	第12条	保管場所に係る報告又は資料の提出に関すること。			○			○				
	第13条第2項	運送事業用自動車に係る行政庁への通知に関すること。			○							

行政不服審査法（平成26年法律第68号） （公安委員会が審査庁、処分庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務）	第9条第4項	職員による審理手続の指示に関すること。	○							
	第9条第3項	総代の互選の命令に関すること。	○							
	第9条第3項	利害関係人の参加許可の申請の受理及びその機会の付与に関すること。	○							
	第9条第3項	利害関係人の参加の要求に関すること。	○							
	第14条	審査請求の引継ぎを受けた旨の審査請求人及び参加人への通知に関すること。	○							
	第15条第3項	審査請求人の地位の継承の届出の受理に関すること。	○							
	第15条第6項	審査請求人の地位の継承の許可に関すること。	○							
	第18条第1項	審査請求期間経過後の正当なただし書及び理由の有無の認定に関すること。	○							
	第20条	口頭による審査請求の受理に関すること。	○							
	第21条第2項	処分庁から送付された審査請	○							

	求書又は審査請求録取書の受理に関する事。									
第22条第1項及び第2項	審査請求書の送付及び審査請求人への通知に関する事。		○							
第22条第3項	再調査の請求書又は再調査の請求録取書の送付並びに再調査の請求人への通知に関する事。		○							
第23条	補正の命令に関する事。		○							
第9条第3項において読み替えて適用する第29条第1項	処分庁に対する審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付に関する事。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の作成に関する事。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第29条第5項	処分庁から提出された弁明書の受理並びに審査請求人及び参加人への弁明書の送付に関する事。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第1項	反論書を提出すべき相当の期間の決定及び反論書の受理に関する事。		○							
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第1項	意見書を提出すべき相当の期間の決定及び意見書の受理に		○							

み替えて適用する第30条第2項	関すること。									
第9条第3項において読み替えて適用する第30条第3項	反論書の参加人及び処分庁等への送付並びに意見書の審査請求人及び処分庁等への送付に關すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の付与に關すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集に關すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第31条第3項	補佐人とともに出頭することの許可に關すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第32条	証拠書類等の受理及び証拠書類等を提出すべき相当の期間の決定に關すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第32条	物件の提出の要求の申立ての受理、申立て及び職権による物件の提出要求の決定並びに	○								

用する第33条	提出された物件の留置に関すること。									
第9条第3項において読み替えて適用する第34条	参考人の陳述又は鑑定の申立ての受理及び決定に関すること。			○						
第9条第3項において読み替えて適用する第35条第1項	検証の申立ての受理及び決定に関すること。	○								
第9条第3項において読み替えて適用する第35条第2項	審査請求人等の申立てによる検証の場合の日時及び場所の通知に関すること。			○						
第9条第3項において読み替えて適用する第36条	審理関係人への質問の申立ての受理及び決定に関すること。			○						
第9条第3項において読み替えて適用する第37条第1項	審理手続の申立てに関する意見の聴取を行う期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集に関すること。			○						
第9条第3項において読み替えて適用する第37	審理手続の期日及び場所並びに審理手続の予定時期の決定又は変更並びにこれらの通知に関すること。	○								

条第3項									
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第38 条第1項	提出書類等の閲覧又は当該書 面の写し等の交付の要求の受 理及び閲覧又は交付に係る決 定に関する事。		○						
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第38 条第2項	閲覧又は交付に係る提出人へ の意見聴取に関する事。		○						
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第38 条第3項	閲覧についての日時及び場所 の指定に関する事。		○						
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第39 条	手続の併合又は分離に関する 事。	○							
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第41 条第1項及び 第2項	審理手続の終結に関するこ と。	○							
第9条第3項 において読 み替えて適 用する第41	審理手続の終結の通知に関す る事。		○						



81号)										
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	第5条第2項	電線共同溝整備道路の指定等に対する意見回答に関すること。			○					
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施に関すること。			○					
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	知事からの通報の受理に関すること。			○					
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	強化地域に係る警戒宣言に伴う通行の禁止又は制限に関すること。			○					
	第32条第2項	強化地域に係る地震防災訓練における通行の禁止又は制限に関すること。			○					
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第1項	通行の禁止又は制限をする場合の標示の設置等に関すること。			○					
	第11条第2項	通行の禁止又は制限を実施する場合の道路管理者への通知に関すること。			○					

	第11条第3項	通行の禁止又は制限を実施した場合の関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					
	第12条第1項及び第2項	緊急輸送車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。				○				○
	第18条第1項及び第2項	地震防災訓練に伴う通行の禁止又は制限をする場合の標示の設置及び迂回路の明示等に関すること。			○					
	第18条第3項	地震防災訓練に伴う通行の禁止又は制限を実施する場合の道路管理者からの意見聴取に関すること。			○					
	第18条第4項	地震防災訓練に伴う通行の禁止又は制限を実施する場合の関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					
	第19条第2項	地震防災訓練に伴う通行の禁止又は制限を実施する場合の広報に関すること。			○					
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	第21条第1項	自動車排出ガスによる大気汚染が基準を超えた場合の要請の受理に関すること。			○					
	第23条第2項	知事からの緊急時の要請の受理に関すること。			○					
自動車から排出される窒素	第8条第1項	自動車の総量削減計画を調査審議するための協議会に関する			○					

酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）		ること。																		
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第17条第1項	市町村長からの要請の受理に関すること。		○																
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動騒音の限度を定める総理府令（平成2年総理府令第15号）	第4条	自動車騒音の限度に対する協議に関すること。			○															
自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）	第7条	自転車の通行の安全を確保するための交通規制の実施に関すること。			○															
警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	警備業を営もうとする者の認定に関すること。		○																
	第5条第1項	認定申請書の受理に関すること。																		○
	第5条第2項	認定の通知に関すること。			○															
	第5条第3項	認定しない旨の通知に関すること。			○															



項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)									
第22条第5項 警備員指導教育責任者資格者 (第23条第5 項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)	証の書換えに関すること。		○						
第22条第6項 警備員指導教育責任者資格者 (第23条第5 項及び第42 条第3項で準 用する場合 を含む。)	証の再交付に関すること。		○						
第23条第1項	検定の実施に関すること。		○						
第23条第4項	合格証明書の交付に関するこ と。		○						
第40条	機械警備業務の届出書の受理 に関すること。					○			
第41条	基地局廃止等の届出書の受理 に関すること。								○
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証 の交付に関すること。		○						
第46条及び 第47条第1項	報告徴収等及び立入検査に関 すること。					○			
第48条	指示に関すること。		○						
第50条第1項	聴聞の実施に関すること。	○							
第50条第2項	聴聞の通知及び公示に関する こと。		○						

	第51条	指定医の指定に関する事	○								
警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第4条第2項	認定申請書又は認定更新申請書を提出した者に対する医師の診断を受けることの求めに関する事						○			
	第9条	警備業の認定を更新した旨の通知に関する事			○						
	第39条第3項	兼任の警備員指導教育責任者を置くことの承認に関する事			○						
	第42条（第63条で準用する場合を含む。）	指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理に関する事									○
	第44条第2項	警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証又は合格証明書の返納の受理に関する事									○
	第63条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者に対する医師の診断を受けることの求めに関する事						○			
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条（第13条で準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習の公示に関する事			○						
	第3条第4号	警備員指導教育責任者講習の受講対象者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定に関する事			○						
	第4条（第13条で準用する場合を含む。）	警備指導教育責任者講習の受									○

条で準用する場合を含む。)	講申込書の受理に関すること。																		
第5条第1項	警備指導教育責任者講習の実施に関すること。		○																
第5条第2項	修了考査の実施に関すること。			○															
第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付に関すること。			○															
第7条第2項 (第12条第2項で準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者講習終了証明書の再交付に関すること。			○															
第8条第1号	十分な能力を有すると認められる者の認定に関すること。		○																
第8条第2号	十分な能力を有すると認められる者に準ずる知識及び能力を有すると認められる者の認定に関すること。		○																
第9条第3項	現任指導教育責任者講習の実施に関すること。		○																
第10条	現任指導教育責任者講習の通知に関すること。			○															
第11条第1項	機械警備業務管理者講習の実施に関すること。		○																
第11条第2項	修了考査の実施に関すること。			○															
第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付に関すること。			○															

	第14条第1号	十分な能力を有すると認められる者の認定に関すること。	○							
	第14条第2号	十分な能力を有すると認められる者に準ずる知識及び能力を有すると認められる者の認定に関すること。	○							
警備員等の検 定等に関する 規則（平成17 年国家公安委 員会規則第20 号）	第2条	道路における危険を防止するため必要と認められるものの公示に関すること。		○						
	第6条第3項 （附則第8条 第2項で準用 する場合を 含む。）	実技試験を行う警察職員の指 定に関すること。	○							
	第7条	検定実施に係る公示に関する こと。		○						
	第8条第2号	1級検定を受けることができ る者と同等以上の知識及び能 力を有する者の認定に関する こと。		○						
	第9条第1項	検定申請書の受理に関するこ と。								○
	第10条	受検票の交付に関すること。								○
	第11条	成績証明書の交付に関するこ と。		○						
	第12条第1項	成績証明書の書換えに関する こと。								○
	第12条第2項	成績証明書の再交付に関する こと。		○						
第14条	合格証明書の交付申請書の受 理に関すること。								○	

	附則第7条	検定合格者審査の実施に関する こと。		○								
	附則第9条	検定合格者審査の実施に係る 公示に関すること。			○							
	附則第10条	検定合格者審査の申請書の受 理に関すること。										○
	附則第11条	合格証の書換え及び再交付に 関すること。			○							
警備員教育を 行う者等を定 める規程（平 成8年国家公 安委員会告示 第21号）	第1条第4号	基本教育を行うについて十分 な能力を有する者の指定に関 すること。			○							
	第3条第5項	業務別教育を行うについて十 分な能力を有する者の指定に 関すること。			○							
警備業法施行 細則（平成17 年佐賀県公安 委員会規則第 10号）	第7条第2項	警備員指導教育責任者兼任の 承認の通知に関すること。			○							
	第7条第3項	警備員指導教育責任者兼任の 不承認の通知に関すること。			○							
	第8条（第16 条の場合を 含む。）	警備員指導教育責任者講習及 び現任指導教育責任者講習の 講師の指定に関すること。			○							
	第9条（第17 条の場合を 含む。）	指導教育責任者講習等の委託 に関すること。			○							
	第13条	合格証明書の保管証明書の交 付に関すること。										○
	第23条第2項	指定医の指定の公示に関する こと。				○						
航空法（昭和 27年法律第 231号）	第131条の2 の5第9項	保安検査に関する業務の措置 命令についての協議に関する こと。			○							

	第131条の2 の6第4項	預入手荷物検査に関する業務 の措置命令についての協議に 関すること。			○					
	第134条第5 項	報告徴収及び立入検査に伴う 協議に関すること。			○					
振動規制法 (昭和51年法 律第64号)	第16条第1項	市町村長からの要請の受理に 関すること。			○					
振動規制法施 行規則(昭和 51年総理府令 第58号)	第12条	道路交通振動の限度に対する 協議に関すること。			○					
幹線道路の沿 道の整備に関 する法律(昭 和55年法律第 34号)	第5条第3項	沿道整備道路の指定に係る協 議及び回答に関すること。			○					
	第7条第1項	沿道整備道路における道路交 通騒音を減少させるために必 要な措置に関すること。			○					
	第7条の2第3 項	道路交通騒音減少計画の公表 及び知事への通知に関すること。			○					
	第8条第1項	沿道整備道路が指定された場 合における協議会に関すること。			○					
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律(昭和55年 法律第36号)	第10条第1項	犯罪被害者等給付金支給裁定 申請書の受理に関すること。			○					
	第12条第1項	仮給付金の支給の決定に関す ること。	○							
	第13条第1項	申請者その他関係人に対する 調査等に関すること。			○					
	第13条第2項	犯罪捜査の権限のある機関そ の他の公務所又は公私の団体			○					

		に対する照会に関すること。								
	第22条第3項	必要な助言、指導その他の措置に関すること。		○						
	第22条第6項	広報活動及び啓発活動に関すること。		○						
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律施行令（昭 和55年内閣府 令第287号）	第5条	給付基礎額の認定に関するこ と。		○						
犯罪被害者等 給付金の支給 等に関する法 律施行規則	第19条	裁定の申請者が損害賠償を受 けた場合の届出の受理に関する こと。		○						
（昭和55年国 家公安委員会 規則第6号）	第20条第1項	裁定を行ったとき等の申請者 に対する内容の通知に関する こと。		○						
	第20条第2項	犯罪被害者等給付金支払請求 書又は仮給付金支払請求書の 交付に関すること。		○						
	第23条第2項	提出書類の省略に関するこ と。		○						
	第24条	書類の保存に関すること。		○						
国外犯罪被害 弔慰金等の支 給に関する法 律（平成28年 法律第73号）	第9条第1項	国外犯罪被害弔慰金等支給裁 定申請書の受理に関するこ と。	○							
	第12条第2項	国家公安委員会から提供され た情報の受理に関すること。		○						
	第13条第1項	申請者その他関係人に対する 調査等に関すること。		○						
	第13条第2項	外務省その他の公務所又は公		○						

		私の団体に対する照会に関する こと。							
国外犯罪被害 弔慰金等の支 給に関する法 律施行規則 (平成28年国 家公安委員会 規則第23号)	第10条第1項	裁定を行ったとき等の申請者 に対する内容の通知に関する こと。		○					
	第10条第2項	国外犯罪被害弔慰金等支払請 求書の交付に関すること。		○					
	第12条第2項	添付書類の省略に関するこ と。		○					
	第13条	書類の保存に関すること。		○					
犯罪被害者等 早期援助団体 に関する規則 (平成14年国 家公安委員会 規則第1号)	第1条第1項	犯罪被害者等早期援助団体指 定申請書の受理に関するこ と。		○					
	第2条	犯罪被害者等早期援助団体指 定の公示に関すること。		○					
	第3条第1項	犯罪被害者等早期援助団体に 係る名称、住所等の変更届出 書の受理に関すること。		○					
	第3条第2項	犯罪被害者等早期援助団体が 行う援助事業に係る犯罪被害 等の変更並びに事業規程及び 情報管理規程の変更の承認に 関すること。		○					
	第3条第3項	犯罪被害者等早期援助団体が 行う援助事業に係る犯罪被害 等の変更の公示に関するこ と。		○					
	第3条第4項	犯罪被害者等早期援助団体の 定款、寄附行為、規約等の変 更届出の受理に関すること。		○					
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の		○					

		受理に関すること。								
	第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。			○					
	第8条第3項	財政の状況及び事業の運営状況に関する報告又は資料の提出要求に関すること。			○					
	第10条第1項	いずれかの事業の廃止届出書の受理に関すること。			○					
	第10条第2項	指定取消申請書の受理に関すること。			○					
	第11条	検察庁の検事正その他関係機関からの意見聴取に関すること。			○					
	第12条	指定の取消しの公示に関すること。			○					
自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）	第4条第2項	自転車交通網形成のための交通規制の実施に関すること。			○					
	第5条第5項	自転車等駐車場の整備に伴う歩行者及び自転車の通行の安全確保のための交通規制の実施に関すること。			○					
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国公安委員会規則第12号）	第3条第1項	指定団体の名称等の変更の届出の受理に関すること。			○					
	第3条第2項	登録業務の実施要領変更の承認に関すること。			○					
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理に関すること。			○					
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。			○					

	第6条	報告又は資料提出の要求に関する こと。		○							
	第7条	是正又は改善の措置勧告に関する こと。		○							
	第8条	指定団体の登録業務の休止又は 廃止の承認に関すること。			○						
	第10条	指定団体の登録業務の廃止又は 指定取消しに伴う登録業務に 係る書類の受理等に関する こと。		○							
	第11条第1項	指定等の公示に関すること。			○						
	第11条第2項	登録業務の休止若しくは廃止 の承認又は指定取消しの公示 に関すること。			○						
根拠法令	条項号	事務の内容	本 部 長	本部			警察署				
				部 長	課 長 等	次 席	課 長 補 佐	署 長	副 署 長	課 長	
暴力団員による 不当な行為 の防止等に関 する法律（平 成3年法律第 77号）	第5条第2項	指定理由の通知及び公示並び （第15条の2に意見聴取の通知及び公示に 第8項及び第9項並びに第 30条の8第4 項及び第5項 で準用する 場合を含む。）			○						
	第6条第4項	確認結果の通知の受理に関する こと。		○							
	第7条第1項	指定の公示及び通知に関する			○						

及び第3項 (第15条の2 第8項及び第 9項、第15条 の4第2項、第 30条の8第4 項及び第5項 並びに第30 条の12第2項 で準用する 場合を含 む。)	こと。																			
第7条第4項 (第15条の2 第8項及び第 30条の8第4 項で準用す る場合を含 む。)	公示事項の変更に係る公示に 関すること。			○																
第8条第3項	指定暴力団連合に係る指定の 取消しに関すること。			○																
第8条第5項	取消確認結果の通知の受理に 関すること。			○																
第8条第7項	指定の取消しの公示及び通知 に関すること。			○																
第13条	暴力的要求行為の相手方に対 する援助に関すること。			○							○									
第14条第1項	事業者に対する援助に関する こと。			○							○									
第14条第2項	事業の責任者に対する講習に 関すること。			○																

第15条第4項及び第5項、第15条の2第5項及び第6項並びに第30条の11第3項及び第4項	標章の貼付及び除去に関する こと。			○					
第28条	離脱希望者に対する援護等に関する こと。			○					
第32条の3第5項	暴力追放運動推進センターに 対する改善措置命令に関する こと。	○							
第33条第1項	報告又は資料の提出及び立入 調査に関すること。			○			○		
第34条第2項 (第35条第5項で準用する 場合を含む。)	命令の理由並びに意見聴取の 期日及び場所の通知並びに意 見聴取の期日及び場所の公示 に関すること。			○					
第34条第4項	関係指定暴力団員の出頭及び 意見の陳述の要求の受理及び その許可に関すること。			○					
第36条第1項、第2項及び第3項	国家公安委員会に対する報告 及び国家公安委員会からの通 報の受理に関すること。			○					
第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に 対する協力要求に関するこ と。			○			○		
第39条の2第1項及び第2項	書類の送達及び公示送達に関 すること。			○			○		

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年 国家公安委員会規則第4号）	第16条第1項	被害回復アドバイザーの運用 に関すること。	○							
	第17条第1項	責任者の選任届出の受理に 関すること。		○						
	第21条第1項 及び第30条 第1項	指定の期限延長に係る通知に 関すること。		○						
	第25条第1項 及び第2項	社会復帰アドバイザーの運用 に関すること。	○							
	第26条第1項	暴力追放運動推進センターか らの連絡の受理に関するこ と。		○						
	第35条	提出資料目録の作成並びに写 しの交付及び返還に関するこ と。		○						
	第38条	標章の除去に関すること。		○						
	第39条及び 第40条第1項	他の公安委員会に対する照会 又は他の公安委員会からの照 会の回答に関すること。		○						
	第40条第2項	他の公安委員会に対する書類 その他の物件の送付又は他の 公安委員会からの報告その他 の物件の受領に関すること。		○						
	第41条	他の公安委員会に対する協力 依頼及び協力に関すること。	○							
第46条	書類の送達に関すること。		○							
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規	第9条第1項	代理人選任届出書の受理に 関すること。		○						
	第10条第1項	補佐人の出席申請の受理及び 許可に関すること。		○						

定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国 家公安委員会 規則第5号）	第10条第2項	補佐人の出席許可の通知に関する こと。			○					
	第11条	補佐人の付添いの勧告に関する こと。			○					
	第11条の2第 2項	関係指定暴力団員の出頭及び 意見の陳述要求の許可の通知 に関する こと。			○					
	第12条第1項	参考人の出席要求に関するこ と。			○					
	第12条第2項	参考人の出席要求の申出書の 受理に関する こと。			○					
	第12条第3項	参考人の出席要求の通知に関 する こと。			○					
	第16条第1項	意見聴取の期日及び場所の変 更申出の受理に関する こと。			○					
	第16条第2項	意見聴取の期日及び場所の変 更に関する こと。			○					
	第16条第3項	変更後の意見聴取の期日及び 場所の通知並びに公示に関 する こと。			○					
	第17条第1項	陳述書の提出要求に関するこ と。		○						
	第17条第2項	陳述書の受理に関する こと。			○					
	第23条第1項	意見聴取続行の期日、場所の 決定に関する こと。			○					
	第23条第2項	意見聴取続行の通知及び公示 に関する こと。			○					
	第34条第2項	証拠調の日時及び場所の通知 に関する こと。			○					
	第35条第2項	提出物目録の写しの交付及び			○					

		提出物の返還に関すること。																	
	第38条	書類の作成及び閲覧に関する こと。			○														
	第39条第1項	当事者に対する連絡に関する こと。			○														
	第40条第2項	意見聴取の期日及び場所の通 知並びに公示に関すること。			○														
	第41条第1項	書類の送達に関すること。			○														
暴力追放運動 推進センター に関する規則 (平成3年国 家公安委員会 規則第7号)	第1条	指定の申請の受理に関するこ と。			○														
	第2条	指定の公示に関すること。			○														
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理に関 すること。			○														
	第3条第2項	名称等の変更事項等の公示に 関すること。			○														
	第3条第3項	定款等の変更届出の受理に関 すること。			○														
	第7条第1項	相談事業規程の承認及び変更 の承認に関すること。		○															
	第8条第1項	相談事業の開始届出の受理に 関すること。			○														
	第8条第2項	相談事業の開始の公示に関す ること。			○														
	第9条第1項	相談事業の休廃止届出の受理 に関すること。			○														
	第9条第2項	相談事業の再開届出の受理に 関すること。			○														
	第9条第3項	相談事業の再開の公示に関す ること。			○														
		第12条第1項	事業計画書及び収支予算書並			○													

		びにこれらの変更届出の受理 に関すること。																		
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の 受理に関すること。	○																	
	第12条第3項	報告又は資料の提出の要求に に関すること。	○																	
	第14条	指定の取消の公示に関するこ と。	○																	
不当要求情報 管理機関登録 規程（平成3年 国家公安委員 会告示第5号）	第2条	不当要求情報管理機関の登録 に関すること。	○																	
	第4条第1項	登録申請書の受理に関するこ と。	○																	
	第5条、第8 条第2項及び 第10条第2項	登録、登録の更新及び移転登 録の実施に関すること。	○																	
	第6条、第8 条第2項及び 第10条第2項	登録証の交付に関すること。	○																	
	第8条第1項	登録の更新申請の受理に関す ること。	○																	
	第9条第1項	変更届出の受理に関するこ と。	○																	
	第9条第2項	登録証の書換えに関するこ と。	○																	
	第10条第1項	移転登録申請の受理に関する こと。	○																	
	第11条	事業の廃止届出の受理に関す ること。	○																	
	第12条第1項	登録の取消しに関すること。	○																	
	第12条第2項	登録の取消しの通知に関する	○																	

		こと。																	
	第13条	登録証の返納の受理に関する こと。		○															
	第14条	報告要求に関すること。		○															
行政手続法 (平成5年法 律第88号)	第5条第1項 及び第3項	審査基準等の設定及び公表に 関すること。		○															
	第6条	標準処理期間の設定及び公表 に関すること。		○															
	第7条	申請に対する審査、補正要求 又は許認可等の拒否に関する こと。		○															
	第8条第1項	申請に対する拒否理由の提示 に関すること。		○															
	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及 び処分 of 時期の見通しの提示 に関すること。		○															
	第9条第2項	申請者等に対する情報の提供 に関すること。		○															
	第10条	公聴会の開催に関すること。		○															
	第11条第2項	他の行政庁との相互連絡に関 すること。		○															
	第12条第1項	処分基準の設定及び公表に関 すること。		○															
	第13条第1項	意見陳述のための手続の決定 に関すること。		○															
	第14条第1項 及び第2項	不利益処分の理由の提示に関 すること。		○															
	第15条第1項	聴聞の通知に関すること。		○															
	第15条第3項 (第31条で	不利益処分の名あて人となる べき者の所在が判明しない場		○															

	準用する場合を含む。)	合における聴聞の通知内容の 公示に関すること。																		
	第16条第4項 (第31条で 準用する場合を含む。)	代理人の選任届の受理に関する こと。			○															
	第18条第1項	不利益処分に係る文書等の閲 覧の許可に関すること。			○															
	第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所 の指定に関すること。			○															
	第19条第1項	主宰者（公安委員会が指名す る公安委員を除く。）の指名 に関すること。			○															
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の公 開の決定に関すること。			○															
	第24条第3項	聴聞調書及び聴聞報告書の受 理に関すること。			○															
	第24条第4項	聴聞調書及び聴聞報告書の閲 覧の許可に関すること。			○															
	第25条	聴聞の再開に関すること。			○															
	第29条第1項	口頭による弁明の承認又は弁 明書の受理に関すること。			○															
	第29条第2項	証拠書類等の受理に関するこ と。			○															
	第30条	弁明の機会の付与の通知に関 すること。			○															
聴聞及び弁明 の機会の付与 に関する規則 (平成6年国	第3条第3項	新たな主宰者（公安委員会が 指名する公安委員を除く。） の指名に関すること。			○															
	第4条第1項	代理人資格証明書の受理に関			○															



	項で準用する場合に限る。)																		
	第11条第3項 (第24条第1項で準用する場合に限る。)	証拠書類等の返還に関すること。			○														
	第12条第1項	聴聞の期日における審理の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示に関すること。			○														
	第19条第1項	聴聞終結後の聴聞調書等閲覧請求書の受理に関すること。			○														
	第19条第2項	閲覧の日時及び場所の指定並びに閲覧の通知に関すること。			○														
	第21条第1項	弁明を記録する警察職員の指名に関すること。			○														
	第22条第3項	弁明調書の受理に関すること。			○														
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号)	第17条第1項	特定物質の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。	○																
	第17条第2項	運搬の日時、経路等の指示に関すること。			○														
	第32条第1項	報告徴収に関すること。			○														
	第33条第2項	立入検査に関すること。			○														
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施	第3条の2	運搬証明書の書換えに関すること。			○														
	第3条の3	運搬証明書の再交付に関すること。			○														

行令（平成7年 政令第192号）	第3条の4	運搬証明書の返納の受理に 関すること。		○						
	第3条の5第1 項第1号	届出の受理、運搬証明書の交 付及び指示に關すること。		○						
	第3条の5第1 項第2号	他の公安委員会に対する指示 内容の通知に關すること。		○						
	第3条の5第1 項第3号	他の公安委員会との連絡に關 すること。		○						
	第3条の5第2 項	運搬証明書の書換え及び再交 付に關すること。		○						
感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に關する 法律（平成10 年法律第114 号）	第56条の27 第1項	一種病原体等の事業所外への 運搬（船舶又は航空機による 運搬を除く。）についての届 出の受理及び運搬証明書の交 付に關すること。	○							
	第56条の27 第2項	運搬の日時、経路等の指示に 關すること。		○						
	第56条の27 第3項	指示の内容の運搬証明書への 記載に關すること。		○						
	第56条の30	報告徴収に關すること。		○						
感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に關する 法律施行令 （平成10年政 令第420号）	第21条	運搬証明書の書換えに關する こと。		○						
	第22条	運搬証明書の再交付に關する こと。		○						
	第23条	運搬証明書の返納の受理に關 すること。		○						
	第24条第1項	届出の受理、運搬証明書の交		○						

	第1号	付及び指示に関すること。											
	第24条第1項 第2号	他の公安委員会に対する指示 内容の通知に関すること。			○								
	第24条第1項 第3号	他の公安委員会との連絡に 関すること。			○								
	第24条第2項	運搬証明書の書換え及び再交 付に関すること。			○								
不正アクセス 行為の再発を 防止するため の都道府県公 安委員会によ る援助に関す る規則（平成 11年国家公安 委員会規則第 12号）	第1条第2項	必要な書類の提出要請に関す ること。			○								
	第2条	援助の申出の相当性の判断に 関すること。			○								
	第3条	事例分析を委託する者の選定 に関すること。			○								
原子力災害対 策特別措置法  （平成11年法 律第156号）	第26条第2項	緊急事態応急対策の実施に関 すること。			○								
	第27条第2項	原子力災害事後対策の実施に 関すること。			○								
	第28条第1項 第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止 又は制限に関すること。  読み替えて適 用する災害 対策基本法			○				○				
	第28条第2項	原子力緊急事態宣言時におけ る通行の禁止又は制限に関す ること。  読み替えて適 用する災害			○								

	対策基本法 第76条第1項								
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条第2項	通行禁止区域等の周知に係る措置に関する事		○					
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条の4第1項	通行禁止等を行うための道路管理者に対する要請に関する事		○					
	第28条第2項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条の5	国家公安委員会からの通行禁止等に関する指示の受理に関する事		○					
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第1項及び第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置及び迂回路の明示に関する事		○			○		
	第8条第1項 において読み替えて適用する災害対策基本法第76条の5	道路管理者への意見聴取に関する事		○			○		

み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第3項									
第8条第1項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第4項	関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					
第8条第1項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第20条の2第5項	通行の禁止又は制限の広報に関すること。			○		○			
第8条第2項において読み替えて適用する災害対策基本法施行令第32条第1項	原子力緊急事態宣言時における通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置に関すること。			○					
第8条第2項において読み替えて適用する災害対策基本法	道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知並びに他の公安委員会からの通知の受理に関すること。			○					



第7条第2項	国土交通大臣に対する協議に関すること。			○					
第8条第1項	変更届出書の受理に関すること。								○
第8条第2項	国土交通大臣に対する通知に関すること。			○					
第9条第1項及び第2項	廃業等の届出の受理に関すること。								○
第9条第3項	国土交通大臣に対する通知に関すること。			○					
第21条第1項	報告若しくは資料提出要求又は立入検査に関すること。							○	
第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び国土交通大臣に対する通知に関すること。	○							
第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受理に関すること。			○					
第23条第1項	自動車運転代行業の停止命令に関すること。	○							
第23条第2項	国土交通大臣からの要請の受理に関すること。			○					
第23条第3項	国土交通大臣に対する協議に関すること。			○					
第24条第2項	国土交通大臣に対する協議に関すること。			○					
第25条第1項	処分移送通知書の送付及び受理に関すること。			○					
第25条第2項第1号	自動車運転代行業者に対する指示に関すること。	○							
第25条第2項	自動車運転代行業の停止命令	○							

	第2号	に関すること。																		
	第26条	国土交通大臣との相互協力に関すること。			○															
自動車運転代行業の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号）	第4条	安全運転管理者解任命令書又は副安全運転管理者解任命令書の交付に関すること。			○															
	第5条	自動車運転代行業者に対する是正措置命令書の交付に関すること。			○															
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第68条第2項	個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた旨の本人に対する通知に関すること。			○															
	第82条第1項	開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知に関すること。			○															
	第82条第2項	開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知に関すること。			○															
	第85条第1項	他の行政機関の長等への事案の移送の通知に関すること。			○															
	第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知に関すること。			○															
	第93条第1項	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定の通知に関すること。			○															
	第93条第2項	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定の通			○															

		知に関すること。								
	第94条第2項	訂正決定等の期限の延長の通知に関すること。			○					
	第95条	訂正決定等の期限の特例の適用の通知に関すること。			○					
	第96条第1項	他の行政機関の長等への事案の移送の通知に関すること。			○					
	第97条	訂正請求に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合の保有個人情報の提供先に対する通知に関すること。			○					
	第101条第1項	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定の通知に関すること。			○					
	第101条第2項	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定の通知に関すること。			○					
	第102条第2項	利用停止決定等の期限の延長の通知に関すること。			○					
	第103条	利用停止決定等の期限の特例の適用の通知に関すること。			○					
	第105条第2項	個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知に関すること。			○					
	第114条第2項及び第3項 (第118条第2項で準用する場合を含む。)	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の審査結果の通知に関すること。			○					
佐賀県個人情報保護に関する	第5条第1項	開示決定等の期限の延長の通知に関すること。			○					

る法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）	第6条	開示決定等の期限の特例の適用の通知に関すること。			○							
特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）	第11条	錠取扱業者が組織する団体に対して行う特定侵入行為の防止を図るための必要な助言、指導等に関すること。		○								
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	届出の受理に関すること。							○			
	第7条第2項	廃止及び変更の届出の受理に関すること。										○
	第13条	指示に関すること。	○									
	第15条第1項	処分移送通知書の送付に関すること。			○							
	第15条第2項	処分移送通知書の受理に関すること。			○							
	第15条第2項第1号	指示に関すること。	○									
	第16条	報告又は資料の提出の要求に関すること。			○				○			
	第17条第1項	国家公安委員会への報告及び通報の受理に関すること。		○								
	第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理に関すること。		○								
第20条	情報の提供に関すること。			○								
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（第183条で準用する場合を含む。）	第42条第2項	国民の保護措置訓練のための通行の禁止又は制限に関すること。			○				○			

する法律（平成16年法律第112号）	第155条第1項（第183条で準用する場合を含む。）	国民の保護措置の実施時における通行の禁止又は制限に関すること。	○								
	第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項（第183条で準用する場合を含む。）	通行禁止区域等の周知に係る措置に関すること。		○							
	第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の5（第183条で準用する場合を含む。）	国家公安委員会からの通行禁止等に関する指示の受理に関すること。	○								
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第1項及び第2項（第52条で準用する場合を含む。）	防災訓練のための通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置及び迂回路の明示に関すること。		○			○				

<p>第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第3項（第52条で準用する場合を含む。）</p>	<p>道路管理者への意見聴取に関すること。</p>		○			○			
<p>第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第4項（第52条で準用する場合を含む。）</p>	<p>関係都道府県公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理に関すること。</p>		○						
<p>第6条において準用する災害対策基本法施行令第20条の2第5項（第52条で準用する場合を含む。）</p>	<p>通行の禁止又は制限の広報に関すること。</p>		○			○			
<p>第39条において読み替えて準用する災害対策</p>	<p>国民の保護措置の実施時における通行の禁止又は制限をした場合の標示の設置に関すること。</p>		○						

<p>基本法施行 令第32条第1 項(第52条で 準用する場 合を含む。)</p>										
<p>第39条にお いて読み替 えて準用す る災害対策 基本法施行 令第32条第2 項及び第3項 (第52条で 準用する場 合を含む。)</p>	<p>道路管理者及び関係都道府県 公安委員会への通知並びに他 の公安委員会からの通知の受 理に関する事。</p>			○						
<p>第39条にお いて読み替 えて準用す る災害対策 基本法施行 令第33条第1 項及び第2項 (第52条で 準用する場 合を含む。)</p>	<p>緊急通行車両の確認並びに標 章及び証明書の交付に関する 事。</p>				○				○	
<p>第39条にお いて読み替 えて準用す る災害対策 基本法施行 令第33条の3</p>	<p>道路管理者からの道路の区間 の指定に係る通知の受理に関 すること。</p>			○						

	第1項（第52条で準用する場合を含む。）																		
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第230条第3項において準用する第160条第1項及び第2項	申請に関して行う調査に関すること。	○																
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第21条	補正の命令に関すること。		○															
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第36条	手続の併合又は分離に関すること。	○																
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第37条第3項	審査請求人の地位の継承の届出の受理に関すること。			○														
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第37条第6項	審査請求人の地位の承継の許可に関すること。	○																

第230条第3項において準用する行政不服審査法第41条第1項	記名押印に関すること。			○					
第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第2項	裁決書の謄本の送付及び公示に関すること。			○					
第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第4項	裁決書の謄本の参加人及び処分庁への送付に関すること。			○					
第232条第3項において準用する第160条第1項及び第2項	申告に関して行う調査に関すること。	○							
第232条第3項において準用する第164条第1項	申告に係る事実の確認結果の通知に関すること。			○					
第232条第3項において準用する第164条第2項	申告が不適法である場合の通知に関すること。			○					

	第232条第3項において準用する行政不服審査法第21条	補正の命令に関すること。		○						
	第232条第3項において準用する行政不服審査法第36条	手続の併合又は分離に関すること。	○							
	第232条第3項において準用する行政不服審査法第41条第1項	記名押印に関すること。		○						
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項	開始届出書の受理に関すること。						○		
	第4条第2項	廃止届出書及び変更届出書の受理に関すること。								○
	第13条第1項	報告徴取等及び立入検査に関すること。		○				○		
	第14条	指示に関すること。		○						
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	報告又は資料の提出の要求に関すること。	○							
	第25条第2項	報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求に関すること。	○							
	第26条第1項及び第2項	指示に関すること。	○							
遺失物法施行	第28条第2項	申請書の受理に関すること。		○						

規則（平成19年 国家公安委員会規則第6号）	第28条第4項	指定の公示に関する事 こと。			○					
	第29条第1項	公示にかかる事項の変 更届出の受理に関する 事 こと。			○					
	第29条第2項	公示にかかる事項の変 更届出の公示に関する 事 こと。			○					
	第29条第3項	申請書の記載事項の変 更届出の受理に関する 事 こと。			○					
	第30条第2項	指定の取消しの公示に 関する事 こと。			○					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第24条の2第6項（第24条の2第10項で準用する場合を含む。）	市町村が作成する移動等円滑化促進方針に対する意見に関する事 こと。			○					
	第24条の2第7項（第24条の2第10項、第25条第10項又は同条第11項で準用する場合を含む。）	市町村が作成した移動等円滑化促進方針の受理に関する事 こと。			○					
	第24条の4第3項	協議会を組織する市町村からの協議通知の受理に関する事 こと。			○					
	第24条の4第4項	市町村の組織する協議会への対応に関する事 こと。			○					
	第25条第7項（第25条第11項で準用する場合を	協議会を組織しない市町村が基本構想に定めようとする交通安全特定事業に関する事項についての協議に関する事 こと。			○					

	含む。)	と。										
	第25条第8項 (第25条第11項で準用する場合を含む。)	交通安全特定事業に関する事項についての基本構想の案の作成及び協議会を組織しない市町村への提出に関すること。		○								
	第26条第3項	協議会を組織する市町村からの協議通知の受理に関すること。			○							
	第26条第4項	市町村の組織する協議会への対応に関すること。			○							
	第27条第1項	市町村に対する基本構想の作成又は変更の提案並びに基本構想素案の作成及び市町村に対する提示に関すること。		○								
	第31条第4項	道路管理者への道路特定事業計画に対する意見回答に関すること。			○							
	第31条第6項	道路特定事業計画の受理に関すること。			○							
	第36条第1項	交通安全特定事業計画の実施に関すること。			○							
	第36条第4項及び第6項	交通安全特定事業計画に係る市町村及び道路管理者からの意見聴取に関すること。			○							
	第36条第5項及び第6項	交通安全特定事業計画の公表及び送付に関すること。			○							
犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法	第8条第1項	疑わしい取引の届出の受理に関すること。			○				○			
	第8条第4項	疑わしい取引の通知に関すること。			○							



(平成20年国 家公安委員会 規則第20号)		付金支払い請求書の交付に関 すること。										
重要施設の周 辺地域の上空 における小型 無人機等の飛 行の禁止に関 する法律（平 成28年法律第 9号）	第10条第3項	通報の受理に関すること。							○			
流通業務の総 合化及び効率 化の促進に関 する法律に基 づく総合効率 化計画の認定 に係る都道府 県公安委員会 の意見の聴取 に関する命令 （平成28年内 閣府、国土交 通省令第3号）	第2条	国土交通大臣に対する意見の 提出に関すること。			○							
犯罪捜査共助 規則（昭和32 年国家公安委 員会規則第3 号）	第13条第1項	専門捜査員の派遣の要求及び 派遣に関すること。	○									
特定物質の運 搬の届出等に		同規則の規定による公安委員 会が行う手続に関すること。			○							





開条例（昭和	及び第3項	に関すること。																				
62年佐賀県条	第10条第4項	期間延長の決定の通知に関すること。																			○	
例第17号)																						
(公安委員会	第11条	開示決定等の期限の特例に係る通知に関すること。																				○
が実施機関で																						
ある場合にお	第12条第1項	他の実施機関へ事案を移送した旨の通知に関すること。																				○
ける実施機関																						
としての公安	第13条第1項	第三者に対する意見所提出の機会を付与した旨の通知に関すること。																				○
委員会の事																						
務)																						
	第18条第1項	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨の通知に関すること。																				○
	第18条第2項	期間内に採決又は決定を行うことができない旨の通知に関すること。																				○
佐賀県行政手	第5条第1項	審査基準等の設定及び公表に																				○
続条例（平成7	及び第3項	関すること。																				
年佐賀県条例																						
第28号)（公	第6条	標準処理期間の設定及び公表に関すること。																				○
安委員会が行																						
政庁である場	第7条	申請に対する審査、補正要求又は許認可等の拒否に関すること。																				○
合における行																						
政庁としての	第8条第1項	申請に対する拒否理由の提示に関すること。																				○
公安委員会の																						
事務)	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び処分の時期の見通しの提示に関すること。																				○
	第9条第2項	申請者等に対する情報の提供に関すること。																				○

第10条	公聴会の開催に関する事。			○						
第11条第2項	他の行政庁との相互連絡に関する事。		○							
第12条第1項	処分基準の設定及び公表に関する事。			○						
第13条第1項	意見陳述のための手続の決定に関する事。			○						
第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示に関する事。		○							
第15条第1項	聴聞の通知に関する事。			○						
第15条第3項 (第30条で準用する場合を含む。)	不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知内容の公示に関する事。			○						
第16条第4項 (第30条で準用する場合を含む。)	代理人の選任届の受理に関する事。			○						
第18条第1項	不利益処分に係る文書等の閲覧の許可に関する事。			○						
第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定に関する事。			○						
第19条第1項	主宰者（公安委員会が指名する公安委員を除く。）の指名に関する事。			○						
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開の決定に関する事。			○						
第24条第3項	聴聞調書及び聴聞報告書の受理に関する事。			○						
第24条第4項	聴聞調書及び聴聞報告書の閲			○						

		覧の許可に関すること。								
	第25条	聴聞の再開に関すること。		○						
	第28条第1項	口頭による弁明の承認又は弁明書の受理に関すること。		○						
	第28条第2項	証拠書類等の受理に関すること。		○						
	第29条	弁明の機会の付与の通知に関すること。		○						
佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）	別表第1の第491号	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査（道交法第108条の2第1項に規定する講習に係る運転適性検査を除く。）の実施に関すること。		○						
佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成12年佐賀県条例第42号）	第15条第2項	あおり行為重点禁止区域告示に関すること。		○						
佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則（平成16年佐賀県公安委員会規則第4号）	第2条第2項	市町村長からの意見の聴取に関すること。		○						
佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）	第10条	暴力団排除アドバイザーの指定に関すること。		○						
	第26条第2項	身分証明書に関すること。		○			○			
	第31条	中止命令に関すること。	○							
佐賀県暴力団	第5条第1項	報告又は提出資料の受理に関		○						

排除条例施行		すること。																	
規則（平成23	第5条第2項	報告・資料提出要求書の送付																	
年佐賀県公安		に関すること。																	
委員会規則第	第6条第2項	報告日時等変更申出書の受理																	
7号)		に関すること。																	
	第6条第3項	口頭による報告の日時及び場																	
		所の変更に関すること。																	
	第6条第4項	報告日時等変更等決定通知書																	
		による通知に関すること。																	
	第10条第1項	申述書の受理に関すること。																	
	第10条第2項	証拠書類等の受理に関するこ																	
		と。																	
	第11条第1項	意見陳述通知書による通知に																	
		関すること。																	
	第11条第2項	公表の名宛人となるべき者の																	
		所在が判明しない場合におけ																	
		る意見陳述の通知内容の公示																	
		に関すること。																	
	第12条第2項	意見陳述の機会日時等変更申																	
		出書の受理に関すること。																	
	第12条第3項	口頭による意見陳述の日時及																	
		び場所の変更に関すること。																	
	第12条第4項	意見陳述の機会日時等の変更																	
		等決定通知書による通知に関																	
		すること。																	
	第13条第3項	代理人選任届出書の受理に関																	
		すること。																	
	第13条第4項	代理人資格喪失届出書の受理																	
		に関すること。																	
佐賀県犯罪の	第10条第1項	防犯ボランティア支援センタ																	

起きにくい安全で安心なまちづくり条例 (平成26年佐賀県条例第17号)		一の指定に係る知事との協議に関すること。																		
	第13条第4項	学校等における児童等の安全確保のための指針の策定に関すること。			○															
	第14条第2項	通学路等における児童等の安全確保のための指針の策定に関すること。			○															
	第16条第3項	犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等に関する指針の策定に関すること。			○															
	第18条第1項	防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の策定に関すること。			○															
佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 (平成26年佐賀県条例第87号)	第18条第2項	警察職員の立入調査等の同行及び補助に関すること。			○															
佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条の規定による警察職員の立入調査等に関する規則 (平成26年佐賀県公安委員	第2条第2号	警察職員の指名に関すること。			○															

